

活動結果報告書

令和7年11月27日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 7年10月27日(月曜日)～10月28日(火曜日)

活動先 長野県長野市役所

活動目的 NPO法人 グリーンウッド自然体験教育センター

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

別 紙

越前市議会連携議員視察研修

視察期日 令和7年10月27日～28日

視察員数 6名（越前市議会議員6名）

視察場所と視察内容

・長野県長野市役所 長野市鶴賀緑町 1613 TEL 026-226-4911(代表)

人口減少社会を見据えた公共施設の再編

・NPO 法人グリーンウッド自然体験教育センター 長野県泰阜村 6342 番地 2 TEL 0260-25-2851(代表)

「暮らしの学校だいだらぼっち」「山賊キャンプ」など

人と自然が混じりあう暮らしの中で、人として大切な「ねっこ」を育む体験型教育

自然の中での暮らしは「楽」じゃないけれど、自分たちで作るからこそ最高に「楽しい」キャンプ

視察日程

10月27日

越前市道の駅	→	武生インター	→	長野市役所	→	長野県内移動
7:30発		移動時間約4時間30分		13:30～15:00 視察		移動時間約2時間30分
→ 飯田市泊		ホテル		スーパーホテル長野・飯田インター[飯田城の湯]		
				〒395-0151 長野県飯田市北方365番1		
				TEL 0265-55-9000		
				中央道飯田 IC より車で約3分 無料先着順駐車場 101 台完備		

10月28日

ホテル	→	長野県内移動	→	長野県泰阜村 NPO 法人グリーンウッド自然体験教育センター
8:30発		移動時間約40分		9:30～11:30 視察
→ 武生インター		→ 越前市道の駅		
夕刻着				

【1日目】

視察日時：2025 年 10 月 27 日（月）

視察内容：人口減少を見据えた公共施設の再編について

受入れ先：長野市市民部 公民連携推進局

長野市人口：360,000

長野市の公共施設の現状

136 施設 延床面積 164.3 万 m^2 (R7 年 4 月 1 日現在／昨年度比：450 m^2 減少)

* 市民一人当たり延床面積の比較

長野市	4.23 m^2 (中核都市の約 1.3 倍)	* 建物の半分は学校と市営住宅
中核都市平均	3.27 m^2	

建築物の建設年度別整備状況

老朽化による大規模な改修・更新が必要 (40 年以上経過した施設の割合：36.1%)

高度成長期時代に整備した建物は一斉に改築更新を迎える

+

- ・オリンピック開催時に立てられた施設も改修が必要な時期を迎える
- ・平成に合併した 41 年合併した地区は人口に対し多くの建物がある。

長野市の人口予測と施設総量の関係 * 人口は減るが全部の施設が必要？

人口減少・少子高齢化の進展 税収の減少、社会圏場関連経費の増大

公共施設の老朽化 高度成長時代に整備した建物やインフラ施設が回収・更新の時期を迎える

オリンピック競技施設 全国平均を上回る量を保有

市町村合併＋エネルギー価格・物価高騰・人件費急高騰

財源を確保し続けることは極めて困難。

公共施設の量と質について、全市的・総合的視点で見直しを図り適正に管理していく取組み
「公共市施設マネジメント」が必要。

マネジメントの考え方 複合化・多機能化

集約化

長寿命化

長寿命化前の更新・改修費の試算

長寿命化後の更新・改修費の試算

公・民連系の推進

総延べ床面積を 20 年間で 20% 縮減

計画的な保全による長寿命化の推進

建物の性質や・状態・利用状況を踏まえ、ニーズが高い施設は長く使う

建物の状態と施設の利用から見た今後の方向性を検討する
長寿命対策後に来る建替えを見据えた長寿命化の推進
類似施設の共用化による無駄のない利活用と管理運営
全庁的な公共施設のマネジメント推進

【2日目】

日 時：10月28日（火）

視察先：NPO 法人グリーンウッド自然体験教育センター

長野県下伊那郡泰阜村 6342-2

長野県下伊那郡の南部に位置し、山林が86%を占め、伊那谷の呼ばれる標高差が激しく深い谷が続く村。

耕作面積は狭く、江戸時代はコメのコ割に木材を年貢として納めていた。

人口は1400人ほど。高齢化率は39%。保育園・小学校・中学校は各校1校ずつ。

国道も信号もコンビニもない僻地山村。

漢詩の「泰山究阜」が村名の由来。「泰」は自分の両手で拓く。「阜」は豊かで盛んな様子を意味している

■ グリーンウッドの原点

1980年代：管理教育に逆行する「こどもが主役」のキャンプが始まり。

大人が決めたことをやらせるよりもやりたいことを応援した方が成長するのではないか。

↓

「子ども達が全てを決める」キャンプの始まり。

・「できるわけがない」を実現する子どもと大人たち

2泊 → 1週間 → 1か月キャンプ → 期間が長くなるほど子供たちは成長する。

「1年間のキャンプをしたら多弁のも食器や家だって作れるかもしれない」という子どもたちの声

↓

「暮らしの学校だいだらぼっち」（グリーンウッドの始まり）

暮らしは人を育てる最高の場

自然の中で1年間仲間と力を合わせ暮らすことで正解のない新たな世界を作り出す力を育てる。

暮らしから学ぶ根っこ教育

すべての人に役割があり、誰かに評価されるものでない暮らし。

経験が自分を支える大きな栄養となる。

参加者が主体者となり、人が自然が混じり合う暮らしから学びを深める

暮らしの学校だいだらぼっち

大変を“おもしろがる”みんなで暮らす1年間

対象：少学4年生～中学3年生

期間：1年間

参加人数・規模：18人程度

*4月1日から新しい1年がスタート

何をするのか？どうやって暮らすのか？スケジュールもルールも暮らしに関わる全てのことを子どもたちが決めていく。

*毎日のご飯づくり、掃除、洗濯、薪の風呂焚き、コメ作りや畑仕事、薪作業も神殿たちが、1年間のスケジュールや暮らしのルールも全て子ども達で

手間も時間もかかり「大変」なことばかりの暮らしだが、自ら生み出す実感が子ども達を育てる。

*必要なものはたったひとつ。「本人のやる気」。

・お風呂は薪で沸かす五右衛門風呂。当番の子は学校から帰ったらすぐに風呂焚きの準備にかかる

・お風呂もトイレも屋外。

・毎日のご飯づくりもみんなで。食事のメニューもすべて自分たちで決める。

・ありとあらゆることを多数決ではなく話し合いで決める。

・子どもの部屋は3段ベットの部屋が7つ。(一部3人)1学期ごとに話し合いで決める。

・自然と暮らす：薪を取り、山や川で遊び四季の変化を感じる中で、身体を通した実感が子どもたちの自信と感性を育てる。

・仲間と暮らす：一人の喜びは人数倍に

ひとりの悲しみは人数分の一に

価値観の違う人と一緒に暮らすことは最も大切な事。互いの以外を認め合うことは豊かさである。

・地域と暮らす：子どもたちの1村民として責任を果たし、支え、支えられることで成り立つ暮らしの実感は、社会生活を学ぶ機会。

・ものづくり：必要なものはできるだけ手作り。陶芸で器、木工でスプーン、椅子。季節の植物で染め何でも買える時代に、手足を使って作り出すことで、子どもの価値観を覆す体験になる。

決まりはたった3つの“おきて”だけ

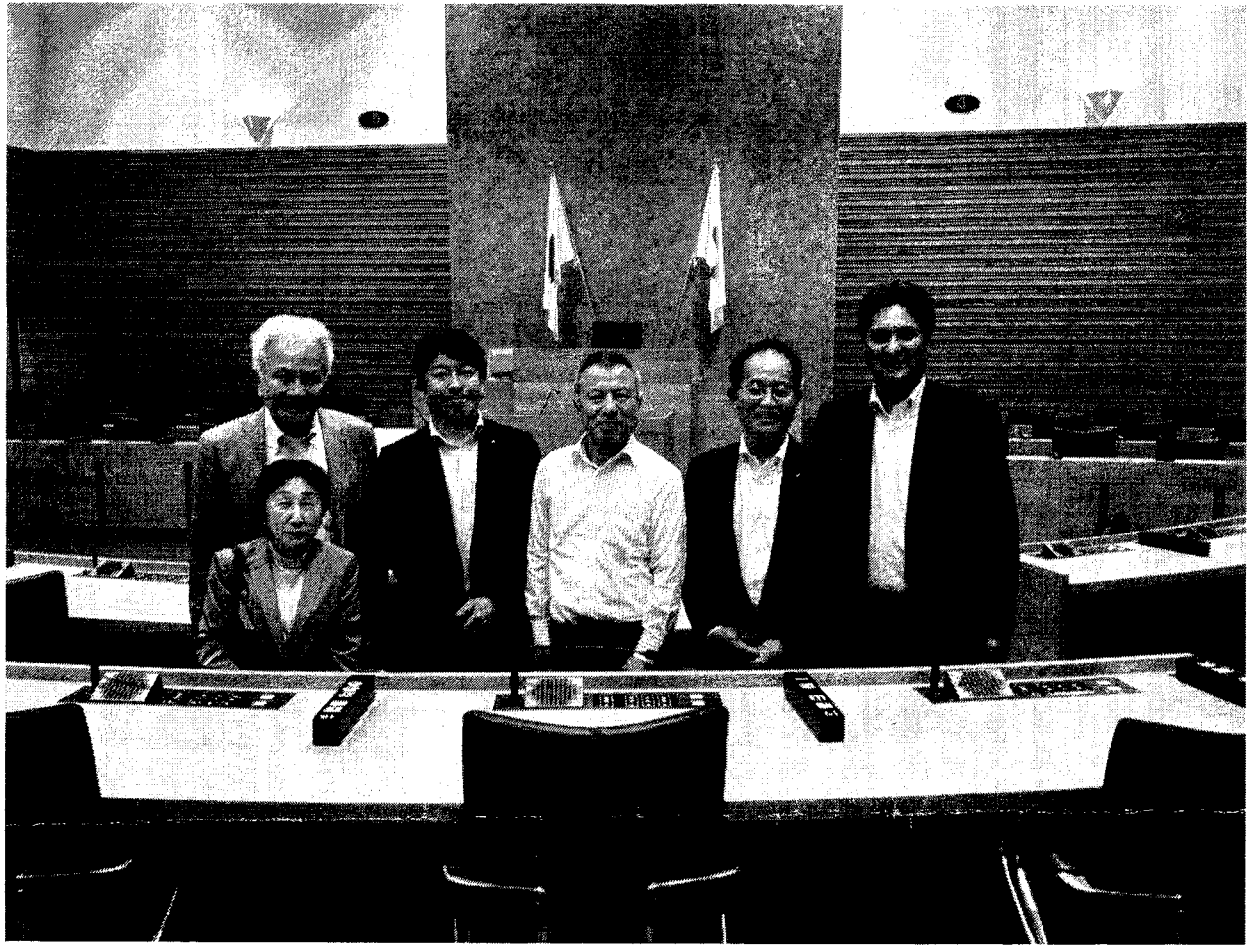
おきて1. この指とまれ：自分で考え自分で行動／主体者であることを学ぶ

おきて2. もちちよりの心：力と気持ちを持ち寄り協力して／違いは豊かさを実感

おきて3. 一人一票：大人誰も年下も誰もが一人一票の話し合いで／人を大切にする精神

*見学する前には、自然体験などお聞きして何となく頭ではわかっていたつもりであったが

自然と向き合い、仲間と信頼感性を築きながら物事を進めて良く「だいだらぼっち」を実際見学して、見聞きして、大切にしている事を感じ何と素敵な場所かと感激した。







長野市等視察の政務活動費の支出について

令和 7 年 10 月 27 日～28 日

長野県長野市役所

・人口減少社会を見据えた公共施設の再編

NPO グリーンウッド自然体験教育センター(長野県泰阜村)

・「暮らしの学校いだらぼっち」「山賊キャンプ」など

人と自然が混じりあう暮らしの中で、人として大切な「ねっこ」を育む体験型教育

自然の中での暮らしは「楽」じゃないけれど、自分たちで作るからこそ最高に「楽しい」キャンプ

① 宿泊+日当 長野市等視察研修宿泊(8280 円)+日当(1600 円) = 9,880 円

宿泊上限 15000 円(長野県)

領収書別添

② NPO 法人グリーンウッド自然体験教育センター視察研修費 = 3,000 円

領収書別添

合計(政務活動費からの支出額) ①+②= 12,880 円

活動結果報告書

令和 7 年 5 月 1 0 日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和 7 年 4 月 1 日(火曜日)～令和 8 年 3 月 3 1 日(火曜日)

活動先 北府駅を愛する会 会費
活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

北府駅の保存を奨励し、福井鉄道福武線の利用促進に資する。

（組織の規約は別紙のとおり）

北府駅を愛する会会則

(目的)

第1条 本会は、福井鉄道株式会社北府駅（当該駅の周辺区域を含む。以下「北府駅」という。）の保存を奨励するとともに、北府駅を地域住民により親しまれる憩いの場とし、もって福井鉄道福武線の利用推進に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本会は、北府駅を愛する会と称する。

(事務所)

第3条 本会の事務所は、越前市国府二丁目12番7号に置く。

(会員)

第4条 本会は、第1条の目的に賛同する団体及び個人をもって会員とする。

(事業)

第5条 本会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 北府駅の保存の奨励啓発
- (2) 北府駅の環境整備に関する企画提案
- (3) 北府駅の環境美化の協力
- (4) 北府駅の利用促進に関する事業の協力
- (5) 北府駅に関するイベントの開催
- (6) その他必要と認める事業

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1 名
- (4) 事務局次長 1 名
- (5) 幹 事 若干名
- (6) 会 計 1 名
- (7) 参 与 若干名
- (8) アドバイザー 若干名
- (9) 監 事 2 名

2 役員は、役員会において選出し、総会において承認を得る。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

4 役員に欠員を生じたときは、役員会において選出することができる。ただし、任期は前任者の残任期間とし、次の総会に報告するものとする。

(職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 事務局長、事務局次長、幹事及び会計は、総会の決議に基づく業務の執行にあたる。

4 参与は、役員会に対し、助言を与えることができる。

5 監事は、会計及び業務を監査し、監査の結果を総会に報告する。

(顧問)

第8条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、会長が役員会に諮り、これを委嘱する。
 - 3 顧問は、会長の諮問に応じ、会務に参画することができる。
- (会議)

第9条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第10条 総会は、年1回開催し、会員が出席する。

- 2 総会は、委任状を含め、会員の2分の1以上の出席により成立する。
 - 3 総会の議事は、出席会員（委任状を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 総会に付議すべき事項は、次のとおりとする。
 - (1) 会則の改廃
 - (2) 事業計画
 - (3) 予算の審議決議
 - (4) 事業報告及び会計報告の承認
 - (5) 役員の承認
 - (6) その他役員会において必要と認めた事項
 - 5 総会は、会長が招集する。
 - 6 総会の議長は、役員以外の者から選出する。
- (役員会)

第11条 役員会は、必要に応じ開催し、監事を除く役員が出席する。

- 2 役員会は、委任状を含め、構成員の2分の1以上の出席により成立する。
 - 3 役員会の議事は、出席者（委任状を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
 - 4 役員会に付議すべき事項は、前条第3項各号に掲げる事項とする。
 - 5 役員会は、会長が招集し、議長となる。
- (会計)

第12条 本会の経費は、会費、寄附金その他の収入をもって充てる。

- 2 会費は、次の各号に定める会員から、それぞれ当該各号に定める年額を徴収する。
 - (1) 団体会員である町内会 6,000円
 - (2) 団体会員である事業所 3,000円
 - (3) 個人会員 1,000円
- 3 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(基金)

第13条 本会に、必要に応じ、基金を設けることができる。

- 2 前項の基金に積み立てるとき又は処分するときは、当該年度の予算において定めるものとする。ただし、災害の発生等やむを得ない事情があると認めるときは、これを処分することができる。
- 3 前項ただし書により基金を処分したときは、次の総会において報告しなければならない。

附 則 この会則は、平成22年9月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成23年5月19日から施行する。

附 則 この会則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則 この会則は、平成27年5月30日から施行し、同年4月1日から適用する。

活動結果報告書

令和 7 年 5 月 1 0 日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）～令和 8 年 3 月 3 1 日（火曜日）

活動先 日本赤十字社 福井県支部 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

日本赤十字社定款

昭和27年10月31日

本達甲第3号

[厚生大臣認可]

沿革	昭和31年4月1日本達甲第1号	昭和32年4月5日本達甲第1号
	昭和38年6月20日本達甲第1号	昭和39年5月28日本達甲第3号
	昭和39年12月14日本達甲第5号	昭和40年4月26日本達甲第4号
	昭和43年3月21日本達甲第1号	昭和46年4月1日本達甲第4号
	昭和47年5月15日本達甲第3号	昭和49年11月7日本達甲第8号
	昭和50年4月1日本達甲第5号	昭和51年4月1日本達甲第4号
	昭和52年4月1日本達甲第1号	昭和54年3月30日本達甲第4号
	昭和55年3月15日本達甲第2号	昭和61年4月1日本達甲第7号
	平成元年4月1日本達甲第1号	平成4年3月31日本達甲第3号
	平成13年6月1日本達甲第1号	平成13年10月23日本達甲第4号
	平成14年3月27日本達甲第3号	平成15年3月24日本達甲第2号
	平成16年7月8日本達甲第2号	平成28年6月22日本達甲第3号
	令和4年3月31日本達甲第4号	

日本赤十字社定款を別冊のとおり改正する。

(別冊)

日本赤十字社定款

目次

- 第1章 総則 (第1条—第10条)
- 第2章 会員等 (第11条—第18条)
- 第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与 (第19条—第21条)
- 第4章 役員及び理事会等 (第22条—第34条の2)
- 第5章 代議員及び代議員会 (第35条—第46条)
- 第6章 業務及びその執行 (第47条—第53条)
- 第7章 資産及び会計 (第54条—第60条)
- 第8章 支部 (第61条—第77条)
- 附則

第1章 総則

- 第1条 本社は、日本赤十字社法（昭和27年法律第305号）に基づいて設立された法人とする。
- 第2条 本社は、日本赤十字社と称する。
- 第3条 本社は、赤十字に関する諸条約及び赤十字国際会議において決議された諸原則の精神にのっとり、赤十字の理想とする人道的任務を達成することを目的とする。
- 第4条 本社は、赤十字に関する国際機関及び各国赤十字社と協調を保ち、国際赤十字事業の発展に協力し、世界の平和と人類の福祉に貢献するよう努める。
- 第5条 本社は、赤十字の基本的原則に従いその自主性を堅持して運営する。
- 第6条 本社の標章は、白地赤十字とする。
- 第7条 本社は、主たる事務所を東京都港区芝大門一丁目1番3号に置く。
- 第8条 本社の公告は、社長の指定する本社発行の定期刊行物又は電子公告によって行うほか、官報に掲載して行う。
- 第9条 この定款の変更は、厚生労働大臣の認可を受けて行う。
- 第10条 本社は、法律によるものでなければ解散しない。

第2章 会員等

- 第11条 本社の会員及び協力会員を置く。
- (1) 会員 本社の目的に賛同し、運営に参画する個人又は法人
 - (2) 協力会員 会員以外の者であつて、本社の目的に賛同し、活動を支援する個人又は団体
- 2 会員をもって日本赤十字社法上の社員とする。
- 3 協力会員に関する事項は、別に規則をもって定める。
- 第12条 何人も、会員となるにつき、及び会員の権利義務につき、人種、国籍、信条、性別、社会的身分又は門地によって、差別されることがない。
- 第13条 会員として加入しようとする者は、別に定める規則に従つて、その申込をしなければならない。
- 2 社長又は支部長が本社の業務に特別な貢献があると認めた者は、前項の規定にかかわらず、会員とすることができる。
- 第14条 会員は、何時でも脱退することができる。
- 2 会員は、次に掲げる事由によって脱退する。
- (1) 死亡（法人の場合にあつては、解散）
 - (2) 会費（日本赤十字社法の社費をいう。以下同じ。）の未納額が第16条第1項に定める額の2倍に達したこと。
 - (3) 除名
- 3 除名は、次の各号の一に該当する会員につき、代議員会の議決によってこれを行うことができる。この場合においては、その代議員会の会日から7日前までに、その会

員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

(1) 本社の名誉をき損した会員

(2) 本社の信用をき損し、又は本社の業務を妨げる行為をした会員

4 除名は、除名した会員にその旨を通知しなければ、これをもってその会員に対抗することができない。

第15条 会員は、次に掲げる権利を有する。

(1) 日本赤十字社法及びこの定款の定めるところにより、本社の役員及び代議員を選出し、並びにこれらの者に選出されること。

(2) 毎事業年度の本社の業務及び収支決算の報告を受けること。

(3) 本社に対し、その業務の運営に関し、代議員を通じて意見を述べること。

2 法人が会員となった場合は、前項に規定する会員の権利（役員に選出される権利を除く。）は、その法人を代表する役員が行う。

3 第1項第2号の報告は、公告をもって、代えることができる。

第16条 会員は、会費として年額2,000円以上を納めるものとする。

2 第13条第2項の規定により会員となった者は、前項の規定にかかわらず、会費を納めないことができる。

第17条 多額の会費を納めた会員又は本社の業務について特別の功勞のあった会員に対しては別に定める規則により、特別社員の称号をおくる。

2 本社に重要な関係があると認められる会員に対しては、理事会の議決を経て、名誉社員の称号をおくり、別に定める規則により、名誉社員章を交付する。

第18条 会員又はその他の者であつて本社の業務について著しい功勞のあった者に対しては、別に定める規則により、有功章をおくる。

2 前項の規定により有功章をおくられた会員は、第16条第1項の規定にかかわらず、会費を納めないことができる。

第3章 名誉総裁、名誉副総裁、顧問及び参与

第19条 本社は、皇后陛下を名誉総裁に奉戴する。

第20条 本社は、皇族を名誉副総裁に推戴する。

第21条 本社に、顧問及び参与を置き、社長が委嘱する。

2 顧問及び参与は、本社の重要な業務につき、社長の諮問に答え、又は意見を述べる。

第4章 役員、理事会等

第22条 本社に、役員として、社長1人、副社長2人以内、理事6人及び監事3人を置く。

第23条 社長は、本社を代表し、その業務を総理する。

2 副社長は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長を補佐して本社の業務

を掌理し、社長に事故があるときはその職務を代行し、社長が欠員のときはその職務を行う。

3 理事は、社長の定めるところにより、本社を代表し、社長及び副社長を補佐して本社の業務を掌理し、社長及び副社長とともに事故があるときはその職務を代行し、社長及び副社長がともに欠員のときはその職務を行う。

4 監事は、本社の業務を監査する。

第24条 社長、副社長及び監事は、会員の中から、代議員会において、選出する。

2 理事のうち、47人は、各支部1人の割をもって代議員の中から、14人は、本社の業務に関し特に関係のある者であつて会員であるものの中から、代議員会において、選出する。

第25条 理事のうち、その定数の5分の1をこえる者が欠けたときは、1カ月以内にこれを補充しなければならない。

第26条 役員の任期は、3年とする。

2 代議員の中から選出された理事は、代議員でなくなっても、前項の任期中、なおその職にあるものとする。

第27条 役員は、他の役員又は有給職員と兼ねてはならない。

第28条 役員は、名誉職とする。

2 常時勤務する役員には、勤務に相当する報酬を給することができる。

第29条 代議員会は、役員が心身の故障のため職務の執行の任にたえないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員の解任を議決することができる。

2 前項の場合においては、その会日から7日前までに、その役員に対しその旨を通知し、且つ、代議員会において弁明する機会を与えなければならない。

第30条 日本赤十字社法第38条（解任勧告）の規定に基き、厚生労働大臣より本社の役員についてその解任の勧告があつた場合には、すみやかに代議員会の議に付さなければならない。

第31条 社長、副社長及び理事をもって理事会を構成し、理事会は、本社の重要な業務の執行について審議する。

2 理事会は、社長が招集し、社長がその議長となる。

3 理事会は、理事会を構成する役員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 理事会に出席しない者でも、文書をもって他の出席した理事会を構成する役員に委任したときは、前項の適用については、出席とみなす。

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第32条 左に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。但し、定例に属する事項は、この限りでない。

- (1) 代議員会に付議すべき事項
- (2) 諸規程の制定及び改廃
- (3) 1件につき金額1億円以上の借入金（短期借入金を除く。）
- (4) 1件につき金額5,000万円以上の不動産の処分
- (5) 重要な契約又は協約
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第33条 理事会に、常任理事会を置き、業務執行上の重要な方針等の審議及び執行会議の監督を行う。

- 2 常任理事会は、社長、副社長及び理事13人以内をもって構成する。
- 3 常任理事会の理事は、理事の互選とする。
- 4 常任理事会の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。
この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。

第33条の2 理事会に、執行会議を置き、左に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事会において委任した事項
- (2) 本社の業務の執行に係る事項
- 2 執行会議は、社長、常時勤務する副社長及び常時勤務する理事5人以内をもって構成する。
- 3 執行会議の理事は、第24条第2項において規定する14人の中から理事会が指名する。
- 4 執行会議の理事に欠員を生じたときは、その補欠に係る理事は、社長が指名する。この場合においては次の理事会において、その同意を得なければならない。
- 5 理事会は、第1項の規定により執行会議に委任した事項については、執行会議の議決をもって理事会の議決とすることができる。

第34条 この定款に規定する事項のほか、理事会、常任理事会及び執行会議の運営に関する事項は、理事会で定める。

第34条の2 多年社長の職にあって、本社の事業について、著しい功労のあった者に対しては、代議員会の議決を経て、名誉社長の称号をおくることができる。

第5章 代議員及び代議員会

第35条 本社に代議員会を置く。

- 2 代議員の定数は、223人とする。
- 3 代議員会は、会員の中から選出された代議員をもって組織する。

第36条 代議員は、各支部の評議員会において選出する。

- 2 各支部の評議員会において選出すべき代議員の数は、別表第1のとおりとする。

第37条 左に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。但し、代議員会が軽微と認めた事項は、この限りでない。

- (1) 収支予算

- (2) 事業計画
- (3) 収支決算の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 名誉副総裁の推戴
- (6) その他社長が特に必要と認めた事項

第38条 代議員の任期は、3年とする。但し、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

第39条 代議員は、有給職員と兼ねてはならない。

第40条 代議員は名誉職とする。

第41条 代議員会は、少くとも毎年1回社長が招集し、社長がその議長となる。

2 監事又は代議員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求のあったときは、30日以内に代議員会を招集しなければならない。

第42条 代議員会を招集するときは、会日の少くとも5日前に会議の目的たる事項を通知しなければならない。但し、緊急の場合に際し代議員会を招集する場合においては、この限りでない。

第43条 代議員会は、代議員2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

2 代議員会に出席しない者でも、文書をもって、議案に対して賛否の意見を提出し、又は文書をもって他の出席した代議員に委任したときは、前項及び第45条の規定の適用については、出席とみなす。

3 第29条又は第30条の規定による議決をなす場合には、前項の規定は、適用しない。

第44条 同一議案につき再度代議員会を招集した場合又は緊急の場合に際し代議員会を招集した場合においては、前条第1項の規定にかかわらず、会議を開くことができる。

第45条 代議員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第46条 社長は、特別の事情があるときは、代議員会を招集しないで、代議員に議案を送付し、文書をもって賛否の意見を徴し、会議に代えることができる。

第6章 業務及びその執行

第47条 本社は、第3条の目的を達成するため、左に掲げる業務を行う。

- (1) 戦時、事変等において、赤十字に関する諸条約に基き、戦傷病者の救護、捕虜抑留者の援護及び文民の保護に従事すること。
- (2) 地震、火災、風水害その他の非常災害時又は伝染病流行時において、傷病その他の災やくを受けた者の救護を行うこと。
- (3) 常時、健康の増進、疾病の予防、苦痛の軽減その他社会奉仕のために必要な事業

を行うこと。

(4) 前各号に掲げる業務のほか、第3条の目的を達成するために必要な業務。

2 前項第1号及び第2号に掲げる業務には、国の委託を受けて行うものを含むものとする。

第48条 本社は、前条の業務を遂行するため、左に掲げる事業を行う。

(1) 救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備すること。

(2) 安否調査、赤十字通信その他捕虜抑留者の援護に必要な事業を行うこと。

(3) 病院及び診療所を経営すること。

(4) 血液センターの経営その他血液事業の普及発達を図ること。

(5) 不慮の事故や急病に対する応急の手当等の方法を普及し、その指導を行うこと。

(6) 高齢者の健康増進と自立を促進するための介護の方法を普及するほか、巡回診療その他による保健指導を行うこと。

(7) 赤十字奉仕団の育成及び指導並びに青少年赤十字の普及を行うこと。

(8) 身体障害者の更生援護に必要な事業及び施設を経営すること。

(9) 児童及び妊産婦の保護その他社会福祉のために必要な事業及び施設を経営すること。

(10) 赤十字に関する諸条約の周知徹底を図ること。

(11) 赤十字精神の普及並びに社旨の普及宣伝を行うこと。

(12) その他前条の業務に関連して必要と認められる事業

第49条 本社は、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務（以下「救護業務」という。）に従事させるために必要な者（以下「救護員」という。）を常時確保する。

2 前項の救護員の確保は、一定の計画に基き、必要な要員を登録して行う。

3 救護員の委嘱その他救護員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第50条 本社は、前条第1項の救護員を確保するために、看護師を養成し、必要があるときは、医師その他の特殊技能者を養成する。

2 前項の養成は、別に定める規則により、学資その他を負担して本社の目的、特に本社の行う救護業務に深い理解を有する者について行う。

第51条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事した場合においては、別に定める規則により、その実費を弁償する。

第52条 本社は、救護員が本社の行う救護業務に従事し、これがため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、災害救助法（昭和22年法律第118号）第7条（従事命令）の規定により救助に関する業務に従事した者に係る扶助金に関する同法の規定の例により、別に定める規則により扶助金を支給する。

第53条 本社は、その業務を執行するため、必要な職員を置く。

2 職員に関する事項は、別に規則をもって定める。

第7章 資産及び会計

第54条 本社の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第55条 本社の資産は、左に掲げるものより成る。

- (1) 本社の所有する動産及び不動産
- (2) 会費、事業収入及び寄附金品
- (3) 委託収入及び補助金
- (4) 資産より生ずる収入
- (5) その他の収入

第56条 本社の会計を分けて一般会計及び特別会計とする。

- 2 特別会計は、本社が特定の事業を行う場合、特定の資金を保有してその運用を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て一般歳入歳出と区分して経理する必要がある場合に限り、設置するものとする。

第57条 歳入歳出は、すべて、収支予算に編入するものとする。

第58条 本社に、非常の場合に処するため、特別準備基金を設置する。

- 2 特別準備基金は、他の資産と区別して管理し、第47条第1項第1号及び第2号に掲げる業務のために要する経費に充てる場合を除いて、これを運用し、費消し、又は流用してはならない。

第59条 本社は、代議員会の議決を経て、特別の用途に充てるため資金を積み立てることができる。

第60条 資産の管理、処分その他については、別に規則をもって定める。

第8章 支部

第61条 本社は、都道府県の区域に支部を置き、その都道府県名を冠称する。

- 2 支部の下部機関として、福祉事務所（市及び都の区の区域を所管する福祉事務所を除く。）の所管区域並びに市（地区本部を置く市を除く。）及び都又は市の区（以下「区」という。）の区域に地区を、町村の区域に分区を置き、それぞれその地方名を冠称する。但し、特別の事情があるときは、本文の区域によらないで別に区域を定めて地区を置き、又は市（地区本部を置く市を除く。）若しくは区の区域につき区域を分けて、その区域ごとに分区を置くことができる。

- 3 政令指定都市（地方自治法第252条の19に規定する指定都市をいう。）に、前項の規定による地区を総轄するため、地区本部を置き、その市名を冠称する。

第62条 支部に、支部長1人、副支部長3人以内及び監査委員3人以内を置く。

- 2 支部長は、支部の業務を管理する。
- 3 副支部長は、支部長の定めるところにより、支部長を補佐し、支部長に事故があるときはその職務を代行し、支部長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 監査委員は、支部及びその下部機関における業務の管理、執行及び会計を監査する。

第63条 支部に、支部顧問及び支部参与を置くことができる。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の諮問に答え、又は意見を述べる。

第64条 支部長、副支部長及び監査委員は、支部の区域内における会員の中から評議員会において選出した者につき、社長が委嘱する。

2 支部顧問及び支部参与は、支部長の推薦により社長が委嘱する。

第65条 監査委員は、支部長、副支部長又は有給職員と兼ねてはならない。

第66条 支部に、支部の業務につき協賛を求めるため、協賛委員を置き、支部長が委嘱する。

第67条 地区本部に、地区本部長1人及び副地区本部長2人以内を置く。

2 地区に、地区長1人及び副地区長2人以内を置く。

3 分区に、分区長1人及び副分区長2人以内を置く。

第68条 地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長及び副分区長は、各当該区域内における会員の中から、支部長の推薦により、社長が委嘱する。

2 地区本部長、地区長及び分区長は、各当該区域内における業務を掌る。

3 副地区本部長、副地区長及び副分区長は、それぞれ地区本部長、地区長又は分区長の定めるところにより、地区本部長、地区長又は分区長を補佐し、地区本部長、地区長又は分区長に事故があるときはその職務を代行し、その欠員のときはその職務を行う。

第69条 支部長、副支部長及び監査委員の任期は、3年とする。

第70条 支部に、評議員会を置く。

2 評議員会は、支部の区域内における会員（法人が会員となった場合は、その法人を代表する役員）の中から選出された評議員をもって組織する。

3 評議員会は、支部長が必要があると認めた場合に招集し、支部長がその議長となる。

第71条 評議員会は、支部の重要な業務について、審議し、又は支部長の諮問に答えるほか、代議員、支部長、副支部長及び監査委員の選出にあたる。

第72条 評議員の定数は、別表第2のとおりとする。但し、支部の事情により社長において特に必要があると認めたときは、定数を増加することができる。

第73条 評議員は、各地区の区域において、選出する。但し、必要がある場合は、評議員の定数の5分の1をこえない評議員につき、地区の区域によらないで、支部の業務に関係のある者であつて会員であるものの中から、支部長が選出することができる。

2 各地区の区域において選出すべき評議員の数及び前項但書の規定により選出すべき評議員の数は、支部長が定める。

3 前2項の規定により選出すべき評議員の数は、一般選出を行う場合でなければ、これを増減することができない。

第74条 各地区の区域において選出すべき評議員は、市若しくは区の地区又は各分区における会員の中から選出する。

2 前項の規定による選出に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

第75条 評議員の任期は、3年とする。但し、補欠の評議員の任期は、前任者の残任

期間とする。

第76条 支部長、副支部長、監査委員、支部顧問、支部参与、地区本部長、副地区本部長、地区長、副地区長、分区長、副分区長及び評議員並びに協賛委員は、名誉職とする。

第77条 この定款で定めるもののほか、支部に関し必要な事項は、別に規則をもって定める。

附 則

- 1 この定款は、認可の日から施行する。但し、この定款施行の際現に存する日本赤十字社（以下「旧法人」という。）の定款は、旧法人が日本赤十字社法による日本赤十字社（以下「新法人」という。）となるまでの間、旧法人に関しなおその効力を有するものとする。

【註】 「認可の日」＝昭和27年10月31日

- 2 組織変更の際に選出すべき評議員の選出に関する第8章の規定の適用については、同章中支部、地区、分区、社長及び支部長とあるのは、それぞれ旧法人の支部、委員部、分区、社長及び支部長と読み替えるものとする。
- 3 組織変更の際における第74条第1項の規定による評議員推薦委員の選出に関し必要な事項は、同条第2項の規定にかかわらず、旧法人の社長が定める。
- 4 旧法人の正社員、終身正社員、特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となった日において、第13条第1項の規定による社員とする。但し、終身正社員、特別社員又は名誉社員であった者は、第16条第1項の規定による社費を納めないことができる。
- 5 旧法人の特別社員及び名誉社員は、旧法人が新法人となった日において、第17条の規定による特別社員又は名誉社員の称号をおくったものとする。
- 6 旧法人の業務運営上の諸規程は、この定款に抵触するものを除き、新法人の業務運営上の諸規程が施行されるまでの間、それぞれ有効とする。

附 則〔昭和38年6月20日本達甲第1号〕

この定款は、昭和38年6月20日から施行する。

附 則〔昭和39年5月28日本達甲第3号〕

この改正による改正後の規定は、認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和39年5月28日

附 則〔昭和39年12月14日本達甲第5号〕

この改正による改正後の規定は、昭和39年12月14日から施行する。

附 則〔昭和40年4月26日本達甲第4号〕

この改正による改正後の規定は、昭和40年4月26日から施行する。

附 則〔昭和43年3月21日本達甲第1号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和43年3月21日

附 則〔昭和46年4月1日本達甲第4号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和46年4月1日

附 則〔昭和47年5月15日本達甲第3号〕

この改正による改正後の規定は、昭和47年5月15日から施行する。

附 則〔昭和49年11月7日本達甲第8号〕

1 この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和49年11月7日

附 則〔昭和50年4月1日本達甲第5号〕

この改正による改正後の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和50年4月1日

附 則〔昭和51年4月1日本達甲第4号〕

1 この変更の規定は、昭和51年4月1日から施行する。

2 この変更の規定の施行の際、現に沖縄県支部の支部長、副支部長及び監査委員並びに地区長、副地区長、分区長及び副分区長の職にある者については、なお従前の例による。

附 則〔昭和52年4月1日本達甲第1号〕

この変更の規定は、昭和52年4月1日から施行する。但し、第7条の改正規定は、昭和52年4月20日から施行する。

附 則〔昭和54年3月30日本達甲第4号〕

この変更の規定は、昭和54年4月1日から施行する。

但し、第17条の改正規定は昭和54年10月1日から施行する。

附 則〔昭和55年3月15日本達甲第2号〕

この変更の規定は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則〔昭和61年4月1日本達甲第7号〕

- 1 この変更の規定は、厚生大臣の認可の日から施行する。

【註】 「認可の日」＝昭和61年4月1日

- 2 この定款施行の際現に社員である者が納める社費の年額は、変更後の第16条の規定にかかわらず、昭和64年3月31日までは、なお従前の例によることができる。

附 則〔平成元年4月1日本達甲第1号〕

この変更の規定は、平成元年4月1日から施行する。

附 則〔平成4年3月31日本達甲第3号〕

この変更の規定は、平成4年4月1日から施行する。

附 則〔平成13年6月1日本達甲第1号〕

この変更は、平成13年6月1日から施行し、変更後の規定は、平成13年1月6日から適用する。

附 則〔平成13年10月23日本達甲第4号〕

この変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則〔平成14年3月27日本達甲第3号〕

この変更は、平成14年3月27日から施行し、変更後の規定は、平成14年3月1日から適用する。

附 則〔平成15年3月24日本達甲第2号〕

この変更は、平成15年4月1日から施行する。

附 則〔平成16年7月8日本達甲第2号〕

この変更は、平成16年10月1日から施行する。

附 則〔平成28年6月22日本達甲第3号〕

- 1 この変更は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この変更の施行の日の前日に社員である者（社費の未納額が、毎年納めるべき額の3倍に達している者を除く。）は、この変更の施行の日から起算して1年を経過する日（その日までに変更後の第13条第1項又は第2項の規定により会員として加入することが認められた場合には、当該日）までの間は、会員とみなす。

附 則〔令和4年3月31日本達甲第4号〕

この変更は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1

北海道支部	11人	石川県支部	3人	岡山県支部	5人
青森県支部	3人	福井県支部	2人	広島県支部	6人
岩手県支部	4人	山梨県支部	2人	山口県支部	4人
宮城県支部	4人	長野県支部	6人	徳島県支部	2人
秋田県支部	4人	岐阜県支部	4人	香川県支部	3人
山形県支部	4人	静岡県支部	7人	愛媛県支部	4人
福島県支部	6人	愛知県支部	9人	高知県支部	2人
茨城県支部	6人	三重県支部	4人	福岡県支部	9人
栃木県支部	5人	滋賀県支部	2人	佐賀県支部	2人
群馬県支部	5人	京都府支部	5人	長崎県支部	4人
埼玉県支部	6人	大阪府支部	9人	熊本県支部	5人
千葉県支部	6人	兵庫県支部	9人	大分県支部	3人
東京都支部	13人	奈良県支部	2人	宮崎県支部	3人
神奈川県支部	6人	和歌山県支部	3人	鹿児島県支部	5人
新潟県支部	7人	鳥取県支部	2人	沖縄県支部	2人
富山県支部	3人	島根県支部	2人		

別表第2

北海道支部	45人	石川県支部	20人	岡山県支部	25人
青森県支部	25人	福井県支部	20人	広島県支部	30人
岩手県支部	25人	山梨県支部	20人	山口県支部	25人
宮城県支部	25人	長野県支部	30人	徳島県支部	20人
秋田県支部	25人	岐阜県支部	25人	香川県支部	20人
山形県支部	25人	静岡県支部	35人	愛媛県支部	25人
福島県支部	30人	愛知県支部	40人	高知県支部	20人
茨城県支部	30人	三重県支部	25人	福岡県支部	40人
栃木県支部	25人	滋賀県支部	20人	佐賀県支部	20人
群馬県支部	25人	京都府支部	30人	長崎県支部	25人
埼玉県支部	30人	大阪府支部	45人	熊本県支部	30人
千葉県支部	30人	兵庫県支部	40人	大分県支部	25人
東京都支部	60人	奈良県支部	20人	宮崎県支部	25人
神奈川県支部	35人	和歌山県支部	20人	鹿児島県支部	30人

新潟県支部	30人	鳥取県支部	20人	沖縄県支部	20人
富山県支部	25人	島根県支部	20人		

活動結果報告書

令和 7 年 5 月 1 8 日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）～令和 8 年 3 月 3 1 日（火曜日）

活動先 越前市国際交流協会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

幅広い市民の参加による活力にあふれた多文化共生を促進する事業や国際交流活動を実施することにより、国際性豊かな人材育成を図るとともに相互理解、友好親善、国際平和の促進に寄与することを目的とする。

（組織の会則は別紙のとおり）

越前市国際交流協会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、越前市国際交流協会（以下「協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所を、越前市府中一丁目11番2号 市民プラザたけふ（3階）内に置く。

(目的)

第3条 協会は、幅広い市民の参加による活力にあふれた多文化共生を促進する事業や国際交流活動を実施することにより、国際性豊かな人材育成を図るとともに相互理解、友好親善、国際平和の促進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 多文化共生に関する各種行事の企画及び実施
- (2) 国際交流に関する各種行事の企画及び実施
- (3) 越前市並びに諸外国の情報及び資料の収集及び提供
- (4) 諸外国との友好交流に関する事業
- (5) 国際交流関係団体との協力及び国際交流関係団体活動の振興
- (6) 多文化共生・国際理解に関する研修の実施
- (7) 多文化共生・国際理解に関する調査及び研究
- (8) 他団体とも連携し多文化共生を目指す事業
- (9) その他目的達成に必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 協会の会員は、協会の目的に賛同し、会費を収めた団体又は法人及び個人とする。

2 協力会員は、国際交流ボランティアとして協会の事業等について協力する個人とする。

第3章 役員

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 10名以上20名以内

(2) 監事 2名

- 2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を専務理事とする。
- 3 協会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

(役員の選任)

第7条 顧問、参与、理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事会の決議によって選任する。専務理事は、理事の中から理事長が選定し、理事会の承認を得る。
- 3 名誉会長は、越前市長をもって充てる。

(役員の職務)

第8条 理事長は、協会を代表し、会務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、会務全般の運営に参画し、必要な業務遂行にあたる。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 監事は、協会の会計及び事業を監査する。
- 5 名誉会長は、この協会の重要な事項について意見を述べ、又は助言することができる。
- 6 顧問は、理事長の諮問に応じ、助言する。
- 7 参与は、理事長の要請に応じ、協会の運営に関し助言する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 この会の役員に就任したものが、法人又は団体の代表者であった場合において、その役職に異動があったときは、後任者がそれを承継する。
- 3 欠員がある場合、別途理事長が任命する。
- 4 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第10条 協会の会議は、総会、理事会、評議員会及び全体会議とし、理事長が招集する。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数により決する。可否同数のときは議長がこれを決定する。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

(総会)

第11条 総会は会員（協力会員を除く）をもって構成する。なお、協力会員は陪席をすることができる。

- 2 総会は、毎年1回定時総会を開催する。ただし、理事長が必要と認めたときは臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会は次の事項を審議決定する。

- (1) 会則の制定及び改廃に関する事。
- (2) 事業計画及び事業報告に関する事。
- (3) 予算及び決算に関する事。
- (4) 役員の選任及び解任に関する事。
- (5) その他重要な事項に関する事。

4 総会の議長は、理事長とする。

- 5 総会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(理事会)

第12条 理事会は、理事をもって構成し、理事長が随時招集する。

- 2 理事長が必要と認めるときは、構成員以外の出席を求めることができる。

3 理事会は、次の各号に掲げる事項について協議もしくは議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項に関する事。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事。
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事。
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 理事長及び専務理事の選任及び解任

4 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

5 理事会の議長は、理事長とする。

6 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(全体会議)

第13条 理事会は、総会で決定された事業活動を円滑に推進するため、全会員を対象とした全体会議を設けることができる。

(事業部会等)

第14条 理事長は、協会の事業を推進するため、理事会の同意を得て、次の事業部会を設置する。

- (1) つながる事業部会
- (2) さきがける事業部会
- (3) ささえあう事業部会
- (4) 日本語教室事業部会

2 事業部会は、協会の事業の具現化のため、各々の所管に基づき、企画立案及び実施にあたる。

3 事業部会には部会長、副部会長及び部会計を置く。

(評議員会)

第15条 この協会に任意の諮問機関として評議員会を置くことができる。

- 2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。議事進行は、事務局長が行うものとする。
- 3 評議員の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 評議員会は、次の職務を行う。
 - (1) 理事会から諮問された事項について意見を述べること。
 - (2) 理事長の相談に応じること。
 - (3) 評議員は、第4条の事業について提言、提案することができる。
- 5 評議員会は、定時評議員会として年1回以上開催するほか、理事長が必要と認めたときは臨時に評議員会を開催することができる。
- 6 評議員の任期は、2年とする。
- 7 評議員は、無報酬とする。ただし、職務のため要する費用は費用弁償として支給する。

第5章 事務局

(事務局)

第16条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、協会の事務を処理するため、事務局長及び必要な職員を置く。事務局長は、本会の事務全般を総括する。
- 3 事務局長及び必要な職員は、理事長が任免する。
- 4 職員は事務局長の下、事務を遂行する。

第6章 情報公開

(情報公開)

第17条 本会の会議はすべて公開を原則とする。

- 2 会員は随時、本会の会議録又は活動記録を閲覧することができる。
- 3 理事長は、会員から意義ある旨の申し出がある場合、調査し説明を行うものとする。

第7章 会計

(会 費)

第18条 会費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 団体又は法人 一口 10,000円/年
- (2) 個人 一口 1,000円/年

(会 計)

第19条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれにあてる。

- 2 協会の会計年度は毎年4月1日から3月31日までとする。

第8章 補足

(補 足)

第20条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成3年8月8日から施行する。
- 2 協会の設立当初の役員の任期は、第8条第1項の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。
- 3 協会の設立初年度の会計年度は、第13条第2項の規定にかかわらず、設立日から平成4年3月31日までとする。

附 則

この会則は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年6月1日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成19年4月2日から施行する。
- 2 平成19年度役員の任期は、第8条第1項の規定に関わらず、平成20年度総会までとする。

附 則

この会則は、平成20年4月29日から施行する。

附 則

この会則は、平成22年5月2日から施行する。

附 則

この会則は、平成30年6月3日から施行する。

附 則

この会則は、令和2年6月7日から施行する。

附 則

この会則は、令和6年5月19日から施行する。

活動結果報告書

令和7年5月25日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年4月1日（火曜日）～令和8年3月31日（火曜日）

活動先 紫式部顕彰会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

紫式部の功績と遺徳を顕彰し、併せて紫式部が生きた時代を中心とした歴史・文化・文学に関する研究を奨励するとともに、これに貢献した個人及び団体を表彰し、もって京都府における文学の発展に寄与することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

一般社団法人紫式部顕彰会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人紫式部顕彰会と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を京都市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、紫式部の功績と遺徳を顕彰し、併せて紫式部が生きた時代を中心とする歴史・文化・文学に関する研究を奨励するとともに、これに貢献した個人及び団体を表彰し、もって京都府における文学の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 紫式部史跡の整備及び管理
- (2) 紫式部の追善法要及び講演会の開催
- (3) 平安時代の文学にかかる著作等の収集、保存及び管理
- (4) 平安文学にかかる出版
- (5) 紫式部学術賞の授与
- (6) 会報誌の刊行
- (7) 前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、京都府内において発行する京都新聞に掲載する方法により行う。

第2章 社 員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、当法人の目的に賛同する個人又は団体であつて、次項の規定によりこの法人の社員となった者をもって構成する。

- 2 この法人の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第7条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退社)

第8条 社員はいつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その社員を除名することができる。

(社員名簿)

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、総会又はこの定款で定められた事項について決議する。

(開催)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第14条 社員総会の招集は、理事会がこれを決定し、会長が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

3 総社員の決議権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である次項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(決議の方法)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議

決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

(議決権)

第16条 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第18条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 社員総会において選出された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員の設定等)

第19条 当法人に、次の役員を置く。

理事 3名以上15名以内

監事 2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、理事のうち、2名を副会長とすることができる。

4 副会長をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(選任等)

第20条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 各理事について、理事とその理事の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下であること。

(理事の職務権限)

第21条 会長は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副会長は理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担し執行する。

3 会長及び副会長は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人

の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 役員は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

(解任)

第24条 役員は、次のいずれかに該当する場合には、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に耐えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第25条 役員は無報酬とする。

(取引の制限)

第26条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 理事会

(構成)

第27条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 当法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

(理事会規則)

第32条 理事会に関する事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において定める理事会規則による。

第6章 計算

(事業年度)

第33条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から(翌年)3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第34条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第35条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に報告しなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 公益目的支出計画実施報告書

(4) 貸借対照表

(5) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(6) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項第3号第4号及び第5号の書類については、定時社員総会の承認を受

けなければならない。

- 3 第1項の書類のほか、監査報告書を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第36条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第37条 この法人は、社員総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の処分)

第38条 この法人が、清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 事務局

(事務局)

第39条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 この一般法人の事務を処理するため、必要な職員を置く。職員は会長が任免する。ただし、事務局長等の重要な職員は、理事会の決議により任免する。職員は、有給とする。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は町田泰宣とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第33条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

活動結果報告書

令和 7 年 5 月 2 8 日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）～令和 8 年 3 月 3 1 日（火曜日）

活動先 特定非営利活動法人自立支援ネット 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

障害を持つ児童・青年及び児童養護施設で暮らす児童や施設を巣立った青年など養護を必要とする者に対して、地域での自立生活を支援する事業等を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

（組織の定款は別紙のとおり）

特定非営利活動法人自立支援ネット 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人自立支援ネットという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福井県越前市府中一丁目11番2号市民プラザたけふ3階市民交流センターに置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、障害を持つ児童・青年及び児童養護施設で暮らす児童や施設を巣立った青年など養護を必要とする者に対して、地域での自立生活を支援する事業等を行い、福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）別表の次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 知的障害者地域生活援助事業
- (2) 知的障害者の就労支援事業
- (3) 知的障害者授産施設・更生施設運営支援事業
- (4) 児童養護施設の卒園児・青年に対する自立援助事業
- (5) 児童養護施設・グループホーム・自立援助ホーム運営支援事業
- (6) 障害児・者及び要養護児童の政策に関する情報収集提供・調査研究・相談援助事業
- (7) 障害児・者及び児童養護施設入所児の健康及び福祉の増進に関する事業
- (8) 障害児・者及び児童養護施設入所児と市民との交流事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の二種とし、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、目的達成のため主体的に活動する個人
- (2) 賛助会員 この法人の行う諸事業に賛助する個人または団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費およびその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員および職員

(種別および定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 6人
- (2) 監事 1人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事および監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 理事長および副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき、または理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によってその職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定めおよび理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務または財産に関し不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会または所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要があるときには、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況またはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、もしくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を延長する。

3 補欠のため、または増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事または監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局および職員)

第20条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長および職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会および臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について、議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画および活動予算ならびにその変更

(5) 事業報告および活動決算

(6) 役員の選任および解任、職務および報酬

(7) 入会金および会費の額

(8) 借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。)

その他新たな義務の負担および権利の放棄

(9) 事務局の組織および運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号および第2号の規定による請求があったときは、その日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によって、あらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号および第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 正会員総数および出席者数(書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第4項第5号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定により、あらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
 - (2) 理事総数、出席者数および出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要および議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画および予算)

第44条 この法人の事業計画およびこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定および使用)

第46条 予算超過または予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加または更正をすることができる。

(事業報告および決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表および財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散および合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員総数の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

2 前項の軽微な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所および従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 正会員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関するものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 残余財産の帰属すべき者に係る解散に関する事項
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者とする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府ポータルサイト（法人入力情報）に掲載して行う

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。



- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成18年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立總會の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 年会費 3,000円 (一家族)
 - (2) 賛助会員 年会費 個人 500円 (一家族)
団体 3,000円 (一口)

活動結果報告書

令和 7 年 6 月 2 2 日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和 7 年 4 月 1 日（火曜日）～令和 8 年 3 月 3 1 日（火曜日）

活動先 「小さな親切」運動越前支部 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 （不足のときは、補助用紙を用いる。）

次代を担う青少年をはじめ広く国民の間に「小さな親切」の実践を呼びかける事業を行
い、「小さな親切」を前提とする新たな社会道義の確立に寄与することを目的とする。

（組織の規約は別紙のとおり）

「小さな親切」運動越前支部会則

第1条 名 称

本会は、「小さな親切」運動越前支部と称する。

第2条 目 的

本会は、「小さな親切」運動の趣旨を市民に普及し、青少年をはじめ広く市民の間に「小さな親切」の心を育てることを目的とする。

第3条 活動の上部機関

本会は、「小さな親切」運動県本部の越前支部としての活動を行う。

第4条 事 業

本会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 市民への本会の趣旨の普及徹底と会員の勧誘。
- 2 親切実践の個人・団体の表彰と本部への推薦。
- 3 「コスモス作戦」運動など環境美化の推進。
- 4 町づくり運動への積極的協力。
- 5 研修会・講習会の開催。
- 6 その他目的達成に必要な事業。

第5条 組 織

組織は、「小さな親切」運動越前支部組織図（別紙）のとおりとする。

第6条 会 員

本会は、本会の目的に賛同する普通会員・特別会員で構成する。

第7条 役 員

本会に、次の役員を置く。

- | | |
|------------|----------|
| 1 代 表 | 1 名 |
| 2 副代表 | 若干名 |
| 3 事務局長 | 1 名 |
| 4 事務局次長 | 若干名 |
| 5 庶務・会計係 | 各1名 |
| 6 地区長・副地区長 | 各地区より各1名 |
| 7 実行委員 | 各地区より若干名 |
| 8 監 事 | 2 名 |

第8条 役員の任期

役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。

第9条 役員の選出

本会の役員は、次の手順で選び、総会に報告・承認を受ける。

代表は、役員会で推挙する。

副代表は、代表が役員会に諮り選任する。

事務局長・事務局次長・庶務・会計は、代表が実行委員の中より委嘱する。

部長・副部長は、役員会で各部会の実行委員より選出する。

監事は、役員会で会員の中より選出する。

なお、実践活動を推進するための各地区の地区長・副地区長及び実行委員の選出については各地区に一任する。

第10条 役員の職務

役員の職務は次のとおりとする。

- 1 代表は本会を代表し、会務を総括する。
- 2 副代表は代表を補佐し、代表事故あるときはその職務を代行する。
- 3 事務局長・事務局次長は本会の運営及び実践計画の立案などを行う。
- 4 庶務係は本会の庶務を、会計は本会の会計に当たる。
- 5 監事は本会の会計監査を行う。
- 6 部長・副部長は、本会活動目的達成のため、各部会を統括する。
- 7 実行委員は、4つのいずれかの部会に所属し、事業の推進・達成に務める。
- 8 地区長は各地区を総括し、活動の実践をはかる。副地区長はこれを補佐する。

第11条 総会

毎年1回開き次の事項を審議する。但し必要な場合、臨時に開くことができる。

- 1 事業計画・予算の審議。
- 2 事業報告・決算の承認。
- 3 役員の承認。
- 4 会則の変更、その他必要な事項。

第12条 役員会

実行委員会に計上する議題及び緊急の議題について事前に協議を行う。

役員会は、以下の役員を持って構成する。

代表、副代表、事務局長、事務局次長、庶務・会計。但し、協議内容によって各部長の出席を求める。

第13条 実行委員会

必要に応じ次の事項を審議する。

- 1 運動推進についての緊急事項及びその他必要な事項。
- 2 総会に付議する議案の審議。
- 3 諸事業の計画・実践。
- 4 地域における実践的計画。
- 5 役員の選出・推薦及びその他必要な事項。

第14条 会 費

本会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもって充てる。

会費は、普通会员1口 年500円 特別会員1口 年5,000円とする。

但し、地区活動費として、普通会员、特別会員の口数に応じて会費の一部を還元するものとする。

第15条 顧 問

本会に、顧問を置くことができる。顧問は、代表が役員会に諮り推薦する。

第16条 事務所の所在

本会の事務所は、代表の指定する場所に置く。

第17条 会計年度

本会の会計は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

(付 則)

本会則は、令和元年5月19日に制定し、同日より実施する。

令和3年6月12日支部を地区に改正する。

活動結果報告書

令和7年6月21日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年4月1日（火曜日）～令和8年3月31日（火曜日）

活動先 越前市日本中国友好協会 会費

活動目的

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要（不足のときは、補助用紙を用いる。）

日本と中国両国民の相互理解と友好を深め、持って日本とアジア及び世界の平和と
繁栄に貢献することを目的とする。

（組織の規約は別紙のとおり）

越前市日本中国友好協会規約

〔前 文〕

日本と中国の友好は、2000年来の歴史と子々孫々、未来永遠にわたる民族の課題であり、その意義は極めて大きく崇高である。

私たちは、世界の平和と繁栄を念願するものであり、思想、宗教、政党政派、信条を越えて、日本と中国両国の友好や利益のために、越前市内各界各層の人たちが多く結集することを願う。

この会は、1978年に調印された日中平和友好条約を基礎とし、その理想を目指して、目的達成のために全力をあげることを誓う。

(名 称)

第1条 この会は、越前市日本中国友好協会（略 越前市日中友好協会）と称し、事務所を越前市市民プラザたけふ内におく。

(目 的)

第2条 この会は、日本と中国両国民の相互理解と友好を深め、もって日本とアジア及び世界の平和と繁栄に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 日本及び越前市の事情と文化の中国への紹介に関する事
- (2) 中国事情と文化の研究と紹介に関する事
- (3) 人事及び文化、スポーツ、政治、経済、芸術、技術など各分野にわたる交流の促進に関する事
- (4) 在住中国人との提携に関する事
- (5) 全国ならびに県下の各日中友好協会との連携と発展に関する事
- (6) その他、目的達成に必要な事

(組織及び会員)

第4条 この会は、越前市内に在住または勤務する個人、団体、法人でこの会の目的と規約に賛同し、会費を納める会員をもって組織する。

2 会員は、この会の諸会議に対して発議し、役員を選び、役員に選ばれることができる。

3 この会の目的と規約に賛同し、賛助会費を納める個人、団体、法人を賛助会員とする。

第5条 この会は、全国的連合組織である社団法人日本中国友好協会に加盟する福井県日本中国友好協会の団体会員である。

(役 員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理 事 若干名
- (6) 常任理事 若干名
- (7) 監 事 2 名
- (8) 事務局長 1 名
- (9) 事務局次長 若干名
- (10) 事務局員 若干名

第7条 この会の役員は、総会で会員の中から選ばれる。

第8条 役員の任期は2年とし、再選は妨げない。役員に欠員が生じたときは、理事会の議を経て補充することができる。ただし、役員の異動による変更は、常任理事会の議を経

て変更させることができる。

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長はこの会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理事長は理事会の活動及び日常業務を統括する。副理事長はこれを助ける。
- (4) 理事は会務全般の運営に参画し、必要な業務遂行にあたる。
- (5) 常任理事は理事長を助け、日常業務を分掌する。
- (6) 監事はこの会の会計を監査し、理事会及び常任理事会に出席し、意見を述べるができる。
- (7) 事務局長は事務局を統括し、業務を処理する。事務局次長及び事務局員はこれを助ける。

第10条 この会に名誉会長、顧問および参与をおくことができる。名誉会長、顧問および参与は、会長が推薦し、総会の承認を得る。

(会 議)

第11条 この会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

- 2 各会議の議決は、議決権を有する出席者の過半数でこれを決する。ただし、非常事態等、出席者が一堂に参集できない場合は、書面による審議の上、書面表決にて決議する。

第12条 総会はこの会の最高決議機関で、毎年1回会長が召集する。ただし、会員の3分の1以上の要求があるときは又は、会長が必要と認めたときは、理事会の議を経て臨時総会を開くことができる。

第13条 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、会長、副会長、理事長、副理事長、理事、常任理事、事務局長、事務局次長及び事務局員で構成し、会長が召集する。

- 2 常任理事会は、総会及び理事会の諸決定に従い、この会の会務を執行する機関とし、理事長、副理事長、常任理事、事務局長、事務局次長及び事務局員で構成し、必要の都度、理事長が召集する。

(会 計)

第14条 この会の会計は、会費、賛助会費、その他の活動による収入及び寄付金でまかなう。

第15条 会費、賛助会費は次のとおりとし、前納制とする。

- (1) 個人会費 年額 3,000 円
- (2) 団体会費 年額1口 10,000 円(口数の制限なし)
- (3) 法人会費 年額1口 10,000 円(口数の制限なし)
- (4) 賛助会費

第16条 この会の会計年度は、毎年4月1日より翌年の3月31日までとする。

(付 則)

1. 本規約は、1984(昭和59)年2月28日から施行する。
2. 本会の運営に必要な細則は、別に定めることができる。

(附 則)

この規約は、1988(昭和63)年6月15日から施行する。

この規約は、1989(平成元)年4月22日から施行する。

この規約は、1994(平成6)年5月29日から施行する。

この規約は、2002(平成14)年4月27日から施行する。

この規約は、2006(平成18)年4月23日から施行する。

この規約は、2013(平成25)年5月25日から施行する。

この規約は、2016(平成28)年7月9日から施行する。

この規約は、2018(平成30)年6月2日から施行する。

この規約は、2020(令和2)年9月20日から施行する。

この規約は、2021(令和3)年8月31日から施行する。

活動結果報告書

令和7年4月7日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年4月7日(月曜日)

活動先 越前市

活動目的 議会の内容を市民に報告

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

議会だより

印刷業者 株式会社 国府印刷社

支払金額 152,168円

印刷枚数 17,100部

折込 17,050部

内容別紙のとおり

大久保恵子 3月議会報告

4月！
春です！！



2025年4月5日発行
〒915-0802 越前市北府3-3-18
TEL：090-7588-5355
Ke51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

越前市議会3月定例会は2月18日から3月19日までの30日間の会期で開催されました。6年度3月補正予算案、7年度当初予算案、7年度補正予算案など28議案を可決しました。なお一般質問には16人の議員が登壇しました。

■ R7年度の予算規模 (単位：千円)

会計別	R7年度	R6年度	増減額	前年度比
一般会計	39,512,000	37,964,000	1,548,000	4.1%
特別会計	16,878,607	17,018,338	△139,731	△0.8%
企業会計	8,348,318	8,652,296	△303,978	△3.5%
合計	64,783,925	63,634,634	1,104,291	1.7%

主要施策

- 1 安心安全な暮らしを実現
- 2 地域全体でこども・子育て
- 3 健康長寿・生涯活躍を支える取り組み
- 4 「ETHIZEN」を世界ブランドに

一 般 質 問

子ども幸福条例について

越前市は、制定から10年が経過した「こども条例」を今年4月に改訂します。

Q1 改正の趣旨を聞く

A：令和5年4月に施行された「こども基本法」の基本理念を現行の「こども条例」に反映させ、施行から10年が経過した社会環境の変化に対応し、全ての子どもが幸せを実感できる社会の実現を目指すために条例を改正する。

Q2 条例の名称変更の趣旨を聞く

「こども条例」を「こども幸福条例」とする趣旨は？

A：すべての子どもが権利のもと、自分が思う幸せを実感できるようにするため。親しみやすい名称に変更した。

Q3 子どもが幸せを実感できる社会とは？

A：条例第3条の基本理念である・基本的人権が守られ差別されない社会。・子どもが大事にされ、愛され、保護され平等に教育を受けられる権利・自分の意見が言え、様々な活動に参加できる社会・子ども自身の意見が尊重され、こどもにとって最も良いことを優先して考えてもらえる社会。

Q4 名称に「権利」を入れない理由は？

パブコメなどに「『権利』を入れない理由は何か？」「題名に『権利』を入れて」という意見が複数あったが名称に「権利」を入れない理由を聞く。

A：権利については本文中に「こどもが権利の主体」であることを具体的に明記して強調しているので、条例の目的である市民が親しみを持てる「こども幸福条例」とした。

Q5 「子ども権利条例」の方が条例の趣旨が明確に伝わる

「幸福」という言葉を入れると、情緒的で甘くなり「子どもの権利保障」の趣旨がはっきり伝わらないと考える。子ども条例の目的は「権利保障」。

A：市総合計画2030年における市の目指す姿「幸せを実感できるふるさと」と合致し「地域全体で子どもたちの幸福を支える」という強い思いを込めた。

市長の「幸福」という言葉への思い入れは分かったが、見解の相違。条例名に権利という言葉を入れ、市のスタンスを明確にすべき。残念。

Q6 表記が「子ども」から「こども」になった理由は？

A：基本法の定義に基づき「こども」を「心と身体の成長過程にあるもの」とし、18歳や20歳で一律に線引きすることなく切れ目なく支える社会を実現するため。

Q7 第3条(3)「自分の意見を表明でき、様々な行動に参画できる権利」実現のため市の仕掛けは？

第3条(3)は改正の大きなポイント。これについて市はどのような仕掛けを考えているのか？

A：子どもの意見を尊重する自己肯定感を育み、幸せを実感できる環境の大切さを市民に啓発し、様々な機会ワークショップを開催し、具体的に政策に反映する。

Q8 第19条(子どもからの相談)どのような場を想定？

「市及び市民は、こどもの相談にしっかり耳を傾け、相談内容に応じて関係機関に繋げ必要な支援を図るために、こども自身がアクセスできる多様な相談の場を作る」とある。市はどのような場を担保するのか？

A：放課後児童クラブや子ども食堂など普段こどもが利用する場にも相談窓口の役割を担ってもらうよう依頼する。法務省が運営する「こども人権110番」のような既存の相談先を整理し「子どもの権利」と併せて周知する。

子どもが普段利用する場の職員に研修が必要。子ども自身がアクセスできる窓口を設置している自治体もあるので今後の検討を望む。

Q9 何歳ぐらいの子が理解できる内容の条例にするのか？

条例の形式はです・ます調。また子どもを含めた市民にどのように浸透させるのか。

A：概ね中学生くらいの子ども。若者にも分かり易い言葉や表現を使用する。小学生にも理解できるパンフレットを作成し子どもが集まる場所へ出向きワークショップなど開催する。

幸福条例と人権条例

Q1 幸福条例の目指すところは

市は今年7月をめざし「幸福実感条例」(仮称)を策定中。その目指すところは。

A：市民の幸福感(ウェルビーイング)を高め、最大化していくことが本市のミッション(使命)であることを市内外に示すものとして制定を目指す。市の考えや方向性を市民と共有することで効果的に市民の期待に応え市の魅力を高めていく礎になると考える。

Q2 個人のウェルビーイングを図る指標は？

ウェルビーイングは「主観的指標」(幸せ実感指数)と「客観的指標」(政策推進指標)がある。市の考える「個人的指標」は？

A：総合計画に基づき市民が直面する課題の解決や市民の居場所や舞台づくりなど、本市の実情に合わせた独自の指標を年度ごとに把握・分析するために設定。主観的指標は一人またはコミュニティの幸福実感を捉えるものとして、例えば「本市に魅力や誇りがあり、自慢できると思うか」「子育てしやすいと思うか」という13項目についてアンケート調査を実施し、5段階評価による平均値を算出。

Q3 ファミリーシップ制度、調査の進捗は？

性的少数者が幸福感を実感できる社会も幸福実感条例の目指すところだと考える。「ファミリーシップ宣誓制度」を導入している自治体とその理由を聞く。

A：全国で216自治体。導入の理由は、婚姻関係に無いカップルとその家族が緊急時や日常で支援を受けにくい現状を踏まえ誰もが安心して自分らしく暮らせるように支援するため。県内では鯖江市が今年4月からの導入に向けて準備中。「ファミリーシップ制度」を利用するカップルの親やこどもを公的に家族として認め、公的サービスが受けられるようにし、当事者と家族の支援を拡充する方針とのこと。

裏面へ続く→

Q4 ファミリーシップをカバーできる根拠は？

越前市は現行の「パートナーシップ制度」のままで「ファミリーシップ制度」をカバーできるとのことであるがその根拠は？

A：例えば、パートナーの子の保育園の申し込みや保育料の算定に当たってファミリーシップの導入に関係なく手続きができる。市営住宅の入居についてもパートナーシップの運用の中で子ども親も入居できる。今後、現行の制度で対応できない具体的な困りごとが出てきた場合には、ファミリーシップ制度の導入や拡充する改善を行う。

Q5 「パートナーシップ制度」の名称改正を

市の現在の「パートナーシップ宣誓制度」で「ファミリー制度」をカバーできるのであれば、他の多くの自治体の様に名称を「越前市パートナーシップ・ファミリーシップ」に改正を。

A：改正は考えていない。

Q6 パートナーシップ宣誓制度の利用者が増えない理由は？

A：要因の一つは、同性カップルに対する、周囲の理解不足による誤解や偏見、生き辛さが解消されないことにあると思う。

Q7 制度の周知を

これまでも提言しているように、民間施設への周知も必要。これまで具体的にどのような働きかけをしたのか。

A：市は、企業や医療機関等に対して、市政出前講座を通じ制度の内容を提供し、講座を活用いただいている。また県作成の研修動画を紹介、市長を依頼している。今後も県と協力し制度の理解を深める講座や開催の周知に努める

「幸福実感条例」を策定しようとしている自治体としては性的少数者に優しくないのではない。性的少数者の「ウェルビーイング」はどう考えるのか？

政治は暮らしです。 政治はまちづくりです。

大久保恵子は、これからも「人（人権）と環境を大切にする心豊かな落ち着いた潤いのある越前市」を目指し活動します。

III 施設における虐待防止対策について

Q1 保育所における不適切保育にガイドラインの進捗は？

一昨年12月議会で保育所の不適切保育を無くすための対策として「ガイドラインの作成」提言した。その進捗は。

A：市内公立・民間園から検討員を募り昨12月に完成。
名称は「保育所等の適切な関わりのためのガイドライン」。同時に人権に関する研修や園内研修を紹介した「みんなでつくるより良い教育・保育のための羅針盤」も作成。
すべての公立・民間保育園、幼稚園に配布済。

Q2 高齢者・障害者施設での虐待や不適切な対応について市の認識は

A：どこにでも起こりうる身近な問題と認識している。市が受けている相談、苦情、事故報告の中でも虐待や不適切な対応に該当するケースがある為、見逃さない様注意を払っている。
市の対応については、国の「施設等の虐待防止の手引き」及び市虐待防止対応マニュアルに基づき行っている。窓口は、市社会福祉課内の「市障がい者虐待センター」と長寿福祉課で届け出を受理している。通報を受けた場合は直ちに、緊急性や判断や対応方針の協議を行う。その後、法令に基づき立ち入り調査による事実確認や状況把握の後、虐待ケース会議により、虐待の有無、緊急性や深刻度の判断、虐待を受けたと思われる人への対応、施設への対応等を決定。施設に対しては、改善計画書提出を要請し、計画に基づき定期的に確認・評価し終結を判断している。

Q3 施設職員の認識がないままの差別的発言や虐待行為の未然予防策は？

A：毎年、県や市主催の研修会への参加を促し、虐待防止の体制整備知識の習得に努めている。また各事業所に対する実地指導の際には、マニュアルの整備や職員研修や虐待防止委員会の開催等の取組を確認。特に高齢者施設については定期的に市の介護サービス相談員が事業所を訪問し、面談や施設の状況を確認。高齢者・障害者施設でもガイドラインによる対応を実施。高齢者・障害者施設ともに市の「虐待対応マニュアル」作成し、市のマニュアルだけでなく国の「施設等における虐待防止の手引き」や帳票に沿って対応している。

Q4 「市障がい者虐待防止センター」の周知を

A：H24年10月1日に虐待防止法の施行を受け同日から社会福祉課内障害者虐待防止センターを設置。福祉サービス事業所や小中学校、民生委員・児童員等の周知、市のHPや出前講座で周知。障害者手帳をお持ちの方には、「施設の職員や会社の使用者から虐待を受けた又は恐れがある場合は相談を」と周知している。

保育所の虐待防止策として、保護者へのチラシに相談窓口のQRコード掲載しているが、高齢者・障害者へも同様の対応を望む。
越前市は「こども幸福条例」を策定中。また「福祉実感条例」（仮称）も策定中。これらの条例が弱い立場の人に向き合い、あらゆる弱い立場の人の人権を担保することで、弱い立場の人もしっかり幸せを実感できるまちとなる事を願う。

IV 定数条例改正の合意形成過程について

Q1 組織内での合意形成過程は？

今回の定数条例改正は、これまで教育委員会にあった文化事業やスポーツ関連事業を市民と一緒に推進させるために、教育委員会部局から市長部局に移すための措置であるが、事務的に問題は無くてもそれ以前に、事業の内容から内部の協議が必要だったと考える。

A：今回の内容に関し市長及び教育委員会の権限に変更はないので、これに関連した職員手数条例の改正は通常の議案と同じ流れでの提案となった。執行機関内部の組織に変更であるのでヒアリングは行っていない。同部局内の独立性については問題ないものとする。

事務処理上を問題にしているのではない。
今後の事業推進を考えると、単に職員数を動かすだけではなく庁内の話し合いが必要であったと考える。今回は撤回したが、社会教育分野に至ってはなおさらの事、外部団体との丁寧な協議が必要だったと考える。
今、市は情報公開条例の改正に向けても協議中。市長はこの件に関し昨年6月議会で「改正の目的を、政策決定過程から情報を公開し、市民参加の中で市政を推進する」と発言された。つまり「意思形成の過程での情報公開」。この事に私は大いに期待し、評価するものである。
しかし今回の顛末を見ると、市長の情報公開に関する言動との矛盾を感じる。残念。

「日米地位協定の抜本的改定を国に求める意見書」可決。

議会最終日の3月19日の越前市議会は本会議で上記の意見書を可決した。

日本には、安保条約に基づいて130か所の米軍基地があり5万5千の米兵と家族など関係者が駐留し、様々な分野で市民生活と深く関わっている。

しかし油漏れ、ピーハスなどの窒素化合物の排出、騒音、悪臭、土壌汚染、有害物質の大量放置などの環境問題や犯罪や不法行為、契約トラブルなど様々な問題を起こしている。

地位協定はその様々なトラブルの防止・解決を定める大変重要なものであるが、米軍の様々な行政上の特権を定めているため、非常に不平等なものになっている。

2018年全国自治会や日弁連も地位協定の見直しを要求している。この意見書は総務委員会に付託され審査では「議論の場は国であるが、地方議会も主張すべき」という意見と、「全国知事会で採択されており、それを受けて国が判断していくもので市としては不採択すべき」という意見があったが、議論の結果、総務委員会で採択し、議最終日の19日の本会議の場に上程され、結果賛成14反対7で越前市議会は採択した。

福 集 後 記

・今年度、市長は条例のもと市政の推進を図るとして今回私が一般質問をした「こども幸福条例」「幸福実感条例」「情報公開条例」など複数の条例の見直しや制定に着手している。

・私は、「まちの憲法」と称される条例については「政策推進の担保」「たとえ市長が交代して政策のよりどころ」として、これまで古くは「男女共同参画条例」をはじめ複数の条例づくりに参加してきた。

・昨年、市長の「条例に基づいた政策推進」との発言を聞いて、大きな喜びと期待を寄せたが、条例と各政策の整合性を期待したい。

活動結果報告書

令和7年7月23日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年7月23日(水曜日)

活動先 越前市

活動目的 議会の内容を市民に報告

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

議会だより

印刷業者 株式会社 国府印刷社

支払金額 151,675円

印刷枚数 16,075部

折込 16,025部

内容別紙のとおり

大久保恵子 6 月議会報告



2025 年 7 月 22 日発行
〒915-0802 越前市北府 3-3-18
TEL : 090-7588-5355
Ke51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

越前市議会 6 月議会は 6 月 11 日（水）から 7 月 3 日までの 23 日間の会期で開催されました。今議会は予算案 3 件（補正）条例案 3 件（改正）一般議案 2 件、専決承認案 4 件（予算 1 件、条令 3 件）など 12 件を審議可決しました。なお一般質問には 15 人の議員が登壇しました。

■ R7 年度の予算規模

（単位：千円）

会計別	補正前	補正額	補正後	伸び率
一般会計	39,813,000	80,301	39,893,301	0.2%
特別会計	16,878,607	—	16,878,607	—
業会計	8,348,318	4,655	8,352,973	0.1%
合 計	65,039,925	84,956	65,124,881	0.1 %

一 般 質 問

1 外国人への日本語支援

福井県内 17 市町の外国人住民数は、過去最多の 19,122 人で、前年度比 14.1%。越前市在住の外国人は今年 5 月現在、県内トップの 5,822 人で 7.25% となっており、製造品出荷額の伸びに応じて人数も増えている。

人口減少の今日、日本人だけで地域の経済を回せない時代になり、さまざまな分野で外国人労働者が必要となって来て、近年「外国人に選ばれるまち」という言葉を良く聞くようになった。

最近は福祉分野、加えてコンビニや喫茶店など接客業でも多くの外国人従業員を見かける。今後益々外国人市民は増えると考ええる。

Q1 「外国人に選ばれるまち」とはどんなまち？

私は「日本語支援が手厚いまちではないか」と考えるが。

A： 個人差もあって一概に言えないが、生活環境の安定感や安心感が充ちた要素と考えられる。その中で国籍や文化の違いを個性として生かし、お互いを認め尊重し合い住みやすい地域社会であることは大事な要件の一つ。

Q2 日本語支援に予算を付けることで多文化共生社のまちづくりは確実に前進すると考える。市の責務として日本語支援の充実を求める。

A： 日本語によるコミュニケーションは重要。言葉が通じることで、日常生活の不安や誤解が減り、相互理解が深まり、地域の中で安心して暮らすことができるようになる。そのために日本語支援を初めとした外国人市民との共生に関する施策を実施していくことが重要。企業や国際交流センターの協力も得ながら日本語教室の充実に努める。

Q3 外国人への日本語支援は、決して外国人の為だけの予算ではなく、そこに住む我々日本人のためでもある。我々も受益者である。この件について市長の考えを聞く。

A： まさしくその通りで、今、外国人がこの地域に来ないと生産も消費も立ちいかなくなる。外国人は支援の対象と言うだけではなく、お互いが助け合う関係。とりわけ言葉はハードルになるので日本語を学ぶ場所をつくるのは大切。今後とも国際交流協会や企業と協力を強化していく。

外国人への日本語支援に力を入れる事で、「外国人に選ばれるまち」として、また安心・安全を共有できる多文化共生の町としての活路が開かれ、大きな波及効果も期待できると考える。

ウエルビーイングのまちを目指す越前市であれば外国人にとっても暮らしやすいまちになる必要がある。

II 民間企業の男性職員の育休支援

都市部への人口流出対策の一つとして、企業の男性職員の育児休暇取得の強化は有効であると考え。

Q1 市内企業の産業別育休取得率と取得期間を聞く

A： 本市ではこれまで企業に対して同様の調査は行っていないが、現在「市・輝く女性応援団」に賛同している約 200 の事業所を対象に、R6 年度の育児休暇取得率を調査しているところ。調査がまとまり次第、市 HP などで報告する。

Q2 県の推進策や市の支援策に関する市・男女平等オンブツドの感想は？

A： 企業からは、「県や市の施策は良い」と聞いている。小規模事業所からは制度の存在は理解しても、人手不足で業務を担う代替え要員の確保が難しく、男性の育児休暇取得が厳しいと聞いている。県の調査では「小規模事業所への制度の浸透に問題があると認識している」とのこと。

Q3 育休が越前市にもたらすメリットは？

A： 家族の絆を深め、仕事の効率や人間関係への好影響。企業内の支え合い、効率化により組織全体の成長と働き易さに繋がる。

男性が育児に積極的に関わることで、家庭内の役割分担が見直される。ライフステージに応じた働き方が選択できる職場づくりは、企業の魅力向上や人材の定着、優秀な職員の人材確保につながる。

こうした地域社会や企業の魅力向上が結果として市全体として魅力や定住意欲の向上に寄与し、持続可能な活力ある地域社会の実現に繋がるものと考え。

Q4 企業の育休所得へ向けたトップセールスを！

企業の育休取得率向上は、越前市の企業のセールスポイントのみならず、越前市のセールスポイントとしても大きな効果がある、今後は企業の育休取得の推進のため市長自ら顔の見える発信を期待する。

A. あらゆる機会を通して顔が見えるように頑張る。

III 転換期の農業政策について

昨年の 5 月、4 半世紀ぶりに「食料・農業・農村基本法」が改正されたが、その間、コメは増産されることは無く 2018 年減反政策が廃止された後も、「需要に応じての生産」ということで、農業をとりまく状況は、高齢化・後継者不足による農業者の減少、農産物の価格低迷、農地の荒廃など極めて厳しい状況。昨年以來多くの食料品が値上がりする中、コメ不足で、現在備蓄米まで放出してまでの対応を迫られている。私は国の長きに渡る減反政策の失敗、破綻だと思っている。

コメ農家の時給は農業経営統計調査によると 97 円の深刻な状況で、コメの価格が生産のコストに見合わない状態が 20 年以上続いている。嗜好品のコーヒーが一杯 500 円の時代に、主食の米は茶碗一杯 46 円。農業者でなくとも安すぎると考える。このままでは日本から農村が消えてしまう。

生産者も消費者も納得のできる持続可能な適正価格を真剣に考える時。

そして今回コメ不足の中、来年度からいきなり増産ということである。

Q1 昨今のコメ高騰に対する市の思いは？

A： 市民生活に少なからず影響を及ぼし、日々の食卓に直結する課題である。農業においては一見すると生産者にとって追い風のように見えるものの消費者のコメ離れを引き起こし、経営の安定性を脅かす要因ともなっている。

「食・農・暮らし」は一体であり、地域と未来を支える礎である」との信念の元、個性を発揮する地域農業の取組に関心を寄せ、今後も安定的に供給できる持続可能な価格になる事を希望する。

Q2 国の減反から増産への方今転換に伴い、市の地域の計画の見直しが必要ではないか？

A： 地域計画は、地域の農業者や関係機関の協働により農業の未来をまとめたもので、本年 3 月に市内 14 地区ごとに策定した。

裏面へ続く→

地域計画は一度作成したら終わりではなく、新たな担い手の参入や経営面積の変更など、地域農業に変更が生じた場合、地域の実情を計画に反映するため、年に一度、計画の更新を図っていく。

Q3 小規模農家の再評価が進んでいる。 その理由と本市の考え方、支援策は？

これまで、農地の担い手への集積、大規模化は県内一。しかし、大規模化が進む中、小規模農家への評価も進んでいる。再評価の理由と市の考え方、今後の対応について聞く。

A： これまでは国や県も一貫して規模拡大を進める農業者へ農業機械や設備等へ支援を行ってきた。

しかし今回、地域計画の策定に当たり、国は地域を支える多様な経営体の確保・育成を位置づけたことから、規模の小さい農家も担い手として含めている。

これを受け、市では小規模農家の経営継続についても現状を把握し、県、JA とともに伴奏支援する。

Q4 中山間地の農業に対する市の考え方は？

中山間地の農業にはダム効果を初めとした環境保全、生物多様性、景観、文化などの多面的機能を有する重要な役割がある。中山間地の農業をどうするのかということは重要な課題。このままでは数年もすれば中山間の田畑は荒れ地になってしまう。市の考え方は？

A： 中山間地の農業は地理的要因による生産性、深刻な獣害被害、担い手不足、高齢化、増加する遊休農地など様々な課題が山積みしている。

支援については、中山間地直接支払い交付金や機械の補助事業を行っている。

今後とも、そのような基本的な支援を着実に行っていくとともに、遊休農地の増加や獣害対策などの課題についても関係機関と協力しながら状況の改善に努めて行く。

Q5 コメの増産に向け、担い手の減少対策として新規営農者への支援が必要と考えるが。

A： 新規参入者や若手農業者には、国や県の制度を活用。具体的には、園芸、水稻、畜産など分野別に技術指導を受けられる国や県の制度を案内。経営支援や機械購入・施設整備等への財政支援を行う。

本市では国や県の支援がない少額の農業用資材等の購入に対し財政支援をしている。

Q6 農政への消費者教育を！

今回のコメ騒動を機会に大人への食育も含め、地域の農業、食の安定供給、農村のコミュニティ農地の事など食育とあわせて食に関する知識や食事情を学ぶことに力を入れるべきではないかと考える。

A： 今回の米価の高騰で農業の現状について、国民が知るきっかけになった。

消費者が危機感を持ち食に関する意識を変えるため本市では食農教育を「市 食と農の創造ビジョン」に掲げ実施している。具体的には、地産地消の推進やオーガニック食品の利用促進、また食品ロスやフードマイレージの削減など消費者が無理なく活動を進めることで業者を応援することに繋げている。

今後なぜ消費者の行動を変える必要があるのかを理解して頂くために、本市の農業者が直面している深刻な状況について様々な場面で伝えて行くとともに、持続可能な食と農、環境の実現を目指す。

Q7 有機農業の今年度と今後の方針は？

A： コメの価格高騰などの不安定要素はあるものの、昨年過去最高の有機栽培面積 326ha の実績を上げたことを受け、本年も引き続き有機農業の推進を図る。

本年度は有機栽培米のマニュアルの完成、有機米の追肥適期を示すアプリケーションの実装など有機農業に取り組みやすい環境整備を進める。

また、市内全小学校の学区給食へ「コウノトリ呼び戻す農法米」の提供の他、本市の有機栽培農産物の消費拡大に向けた活動として軽井沢やオーガニック見本市での展示販売等を行うことで、越前市産の有機農産物の付加価値を高め、販路を開拓する。

更に YouTube での配信や教育現場での活用により有機農産物の良さやそれを育む環境についての PR を行っていく。

今後は国の農政の優等生であるだけでなく、市独自の政策をしっかりと検討すべきである。「どんな農業するのかということは、どんなまちをつくるか」ということである。

Ⅳ 地方公務員の再就職について

Q1 H28 年の地方公務員法の改正の理由と内容を聞く。

A： 改正では、いわゆる「天下り」問題への対応として国家公務員に課せられた退職後の行動制限の一部が地方公務員にも適応されるようになった。

具体的には、離職後に営利企業等に再就職した元職員が在職中に関係していた契約や処分に関して、地方公共団体に對して働きかけを行うことが禁止された。ただし自治体との緊密な連携が必要となる関連法人に再就職するような場合にはこの禁止規定適用はない。

本市においては、市と連携し業務を進める公的な法人、越前市施設管理・文化振興事業団や社会福祉協議会などへの再就職については特に規制はない。

Q2 法律改正後、市の対応で変わった点は？

A： 本市においては「越前市職員の退職管理に関する規則」を制定し、同法に基づく退職管理の詳細事項を定めた。また、毎年退職予定の職員に対して退職後の行為に関する規制の内容や注意すべき点について説明を行っている。

改正後に退職した職員からの働きかけ等による支障事例は生じていない。

Q3 改正に伴う県内自治体の動きは？

A： 福井県や小浜市では条例を制定し、幹部職員の再就職時に任命権者への届け出義務を課し、また届け出のあった内容の公表を行っている。

市民感情に十分配慮して透明性の確保に努めることを求める。

市政トピックス

■ 地域交通対策事業 ■

【自動運転を活用した移動サービス実証実験の実施】～コンソーシアム（越前市・NTT 西日本福井支店・福井鉄道）による実施～

1 事業目的

二次交通や越前たけふ駅周辺における自動運転を活用した移動サービスの導入の可能性を検討するため、コンソーシアムで自動運転実証実験事業を実施。

2 事業内容

レベル 2（部分運転自動化） 運賃無料

3 運行ルート

越前市役所～総社大神宮～武生中央公園

4 運転期間

【準備運行】R7 年 9 月
【一般運行】R7 年 10 月

5 コンソーシアム総事業費 4500 万円

【内訳】国庫補助金 3600 万円
市負担金 900 万円
(うち県支出金 200 万円)

■ 農作物鳥獣害防止対策推進事業 ■

【ICT 危機を活用した鳥獣害対策支援】

省人化や鳥獣被害の軽減に繋げるため、鳥獣害対策に活用する ITC 機器の導入支援

補助経費：遠隔監視操作・自動捕獲システムなど

補助対象：越前市鳥獣害対策協議会

補助額：1200 万円

財 源：県支出金 10 / 10

政治は暮らしです。 政治はまちづくりです。

大久保恵子は、これからも「人（人権）と環境を大切にする心豊かな落ち着いた潤いのある越前市」を目指し活動します。

活動結果報告書

令和7年11月4日

越前市議会

議長 大久保 健一 殿

議員氏名 大久保 恵子

下記のとおり報告します。

日 程 令和7年11月4日(火曜日)

活動先 越前市

活動目的 議会の内容を市民に報告

研修・調査・その他活動事項及びその結果概要 (不足のときは、補助用紙を用いる。)

議会だより

印刷業者 株式会社 国府印刷社

支払金額 151,675円

印刷枚数 16,075部

折込 16,025部

内容別紙のとおり

大久保恵子 9 月議会報告

暑かった夏も終わり、早、立冬も過ぎました。お身体でご愛ください



2024 年 11 月 20 日発行
〒915-0802 越前市北府 3-3-18
TEL : 090-7588-5355
Kei51ik.o.okubo@bf.wakwak.com

9月定例会は、9月3日(火)から10月17日(木)までの45日間の会期で開催されました。

提出議案は一般会計補正予算案2件、条令案3件、決算認定案7件、一般議案3件が提出され、質疑や常任委員会での審査を経ていずれも原案通り可決しました。

補正後の9月一般会計総額は7億1112万7千円です。なお今議会は17人の議員が一般質問を行いました。また、毎年9月議会では、前年度の決算審査を行います。令和5年度各会計決算認定案7件については決算特別委員会を設置し審査し認定・可決しました。また、「科学物質過敏症に関する請願」を採択しました。

一般質問

1. ファミリーシップ制度の導入を

2015年に渋谷区と世田谷区が「パートナーシップ宣誓制度」を導入して以来、今年7月までに全国462自治体が導入。

越前市は2022年10月1日に県内初の「パートナーシップ条例」を導入した。その後、更に福井県等25道府県が県単位でパートナーシップ制度を導入するなど大きな広がりを見せている。

ここ数年、更にその拡充策として「ファミリーシップ制度」の導入や住民票表の続柄変更等、各地で同性婚に寄り添った拡充策が出て来ている。

Q1. 越前市のパートナーシップ制度の現状は？

A：R4年に6組、R5年に1組。計7組。

Q2. 市はこの間どのような動きをしてきたのか？

A：制度理解のため、昨年10月1日に1周年記念イベントを開催。企業等へ参加依頼した。今年3月には市内企業、医療機関に県作成の研修ビデオを紹介。今年度は9月から生涯学習センター1Fで啓発、広報紙でも周知する。

Q3. 県外自治体との相互連携を！

同性婚の場合は、他自治体へ転居する際転居先がパートナーシップを導入している、一旦証明書を変換して新たに申請数が必要があるが、「自治体間相互連携」がある場合は、簡素化される。当事者のストレス軽減、役所の負担軽減のためにも早急に県外自治体との「相互連携」に努めるべき。

A：現在、本市も県外自治体との相互連携を検討中。

Q4. 越前市も「ファミリーシップ制度」導入を

鯖江市は今年6月に本年中の導入の方針を示した。県内でいち早く「パートナーシップ宣誓制度」を導入した市として早急に導入を。

A：検討中

子どもとの関係性が公的に認められない事による困りごと解消のため「パートナーシップ制度」を拡充して「ファミリーシップ導入」する自治体が増えてきている。

Q5. 同性カップルの住民票記載、事実婚同様に！

同性カップルの住民票表記を事実婚同様、「世帯主」と「妻・夫(未届)」と記事する自治体が出て来ている。

越前市も検討を始めて欲しい。

A：越前市は国の基本台帳処理要綱に基づき記載。

7月総務省より「各窓部地で実務上の支障をきたす恐れがある」の見解が出た。市は国の方針に従う。

現在、長崎県大村市、世田谷区、横須賀市、香川県三豊市、栃木県鹿沼市、鳥取県倉吉市京都府与謝野市が事実婚と同様の記載をしている。杉並区も検討に入った。国より現場が、当事者に寄り添っている証拠。越前市の「パートナーシップ制度」を導入したら終わりではない。常にアンテナを高く上げ、市民全員が生き易さを実感できるウエルビーイングの市に向け市長はじめ頑張っ

2. 夏休みのお昼ご飯の提供を

最近、長い休み中の子ども達のお昼が問題になっている。物価高騰が貧困家庭を直撃し、2023年厚労省「国民生活基礎調査」では18歳未満の子どもがいる世帯の65%が「生活が苦しい」(前回調査比10.3%上昇)。「1人親家庭を中心に子どもの7人に1人(約280万人)が貧困状態」にあるとの事。これでは少子化にもなるはず。

また民間団体の調査では、ひとり親家庭の34%が、子どもが夏休み中に1日2食以下で過ごしている(7割が小中学生のいる世帯)。おかげにしてかさ増ししているという現状。

親は1日1食に減らすなどの実態が分かった。物価高の中、給食がない夏休みは、食費の家計負担が背景にある。

Q1. 越前市の生活困窮家庭の現状は？

A：本年2月・3月にかけて子どもの生活・貧困に関しての調査を実施。対象は就学前児童と小学生の保護者2588人(有効回答1,551人、回答率44%)。大変苦しい、13.7%、やや苦しい31.7%、併せると45.4%。

Q2. 越前市の学童保育の数と、自由来館者も含めた1日あたりの利用者数は？

A：学童保育数は30クラブ。8月現在、30クラブに1日約1,170人が利用。また市内15児童館の自由来館者数は、1月当たり1,500人(1日約62人)児童クラブ登録者数と、自由来館者の合計で1日当たり1,200人程度。

「子ども家庭庁」が全国1,633自治体に調査した結果、学童で昼食を提供している数は全体の2割。例えば東京都は弁当の配送事業者と一括契約し1食250円で提供。茨城県堺町は2021年から同じく1食250円で提供。奈良市も子どもの4割。また八王子市は4年前から学校の調理室を活用し1食250円で現在半数以上の学童で提供。目標は全学童。青森県は週1回こども食堂と連携し取り組み。専門家は「例え貧困でなくても、家庭の事情も多様化し、子どもが昼食を心配することの無い支援が必要。組織的に昼食が昼食を提供することは意義がある」としている。

Q3. 越前市も来年に向け検討を

A：民間の保育園や認定こども園等で実施している児童クラブにおいて希望者に昼食を提供しているところもある。また市社協は児童館・児童センターの子ども達に月2回おにぎりを提供。おやつ提供については、食品の運搬や保管等の衛生管理、アレルギー対応、スペースの確保、経費や担い手様々な課題を踏まえた上で子どもの貧困対応へと保護者の子育て支援の観点等研究していく。

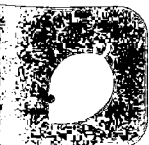
Q4. 知恵を出し何らかの方法で実現を

人手がないのであれば、パンとチーズ、バナナ、牛乳など栄養価があり手間がかからないもので良い。またフードドライブと繋がらないか。子ども食堂と繋がらないか。いろいろ知恵を出しあえば何か越前市に合った方法があるはず。貧困も含め、何らかの事情で児童センターに来られない子ども達も含め、まずはおなかを満たす食事と安心できる居場所の提供が必要。先進地の取り組みも参考に、越前市に合った方法を来年に向け模索して欲しい。なお何らかの事情で学童に来られない子も、放課後デューサーの子ども達にも心を配って欲しい。越前市の全ての子どもにひもじい思いをさせたくない。市長の見解を。

A：全ての子ども達が安全で安心な生活環境の中で、心身ともに成長することは市民全体の願い。学校の長期休暇期間における子ども達の昼食提供は、宅配弁当の活用、子ども食堂など地域のボランティア活動と連携など様々な手法が考えられるが、課題を整理し何ができるか検討する。

キーワードはウエルビーイング。越前においても学童保育の場が(自由来館者も含め)「食の提供を通して子ども達の居場所になったら」と考える。実際夏休みになると、途端やせ細る子ども達がいる。給食は子ども達の生命線。おなかを満たすことと安心できる居場所は子ども達のセーフティーネット。

Ⅲ 越前市独自の 带状疱疹ワクチンの補助を



最近、私の周りも带状疱疹にかかる人が増えてきている。県内でも带状疱疹ワクチン接種に補助金を出している自治体がある。越前市も補助を出して予防に努めるべき。

Q1. 带状疱疹ワクチン補助の全国の状況と、県内自治体の状況は？

A：全国の带状疱疹ワクチン接種補助状況は、本年8月時点でR6年5月から全国1741自治体のうち7自治体で公費助成実施。県内は、R5年4月から勝山市、本年5年から高浜町。また大飯町が来年4月から実施を予定。内容は、勝山、高浜ともに50歳以上。助成回数は不活化ワクチン2回。助成額は勝山市が半額助成1回上限1万2500円高浜町も半額助成で上限は不活化ワクチン1回1万円、生ワクチン1回5000円。勝山市のR5年度接種率は2.04%（50歳以上人口1万2838人中262人）

Q2. 国の動向は？

A：H28年から、厚生科学審議会では定期接種化に向けた論議がされてきた。本年7月18日に開催された直近の審議会では定期接種に位置付ける方向で、接種目的や対象年齢、使用するワクチンに関して引き続き検討していくことになっている。

Q3. 既に、県内でも単独で助成してる自治体もある。越前市でも助成を！

A：現在、国が定期化に向け議論が続けている。今後も国の動向を注視し、導入するにはこれまで同様、丹南5市町で協議する。

ワクチン接種で発症を予防。更に合併症の予防が期待できる。
国が補助決めても、実施までには時間がかかる。このワクチンは高額。国の補助を待たず市の単独予算での実施を。



Ⅳ ふるさと納税の市の未来は

「ふるさと納税」とは、生まれ故郷や応援したい自治体等に寄附できる制度で08年に始まった。寄付した金額から2千円を差し引いた額が、住民税から控除される。昨年度越前市は「ふるさと納税」で11億の収入を得た。ただ本来の理念はかすみ返礼品ありきの「ネット通販化」して来た。驚異的拡大を続ける「ふるさと納税」に対し国は返礼品の上限（3割まで）や地場産品規制などルールの厳格化等、自治体間の過度な競争抑止などの要請を続けてきている。

Q1. R5年度収入11億円に対する事業支出は？

A：返礼品：約3億3169万円 配送料：約5,370万円 広告費：約1,142万円、寄付サイトや中間業者への委託料約8,170万円、寄付サイトの配送システム使用料：約8,267万円など合計約5億6116万8千円。

Q2. 「ふるさと納税」による越前市からの税金の流出額は？

A：本市の市民が、他自治体へふるさと納税をした額はR2年度5,000万円、R3年度6,300万円、R4年度9,700万円、令和5年度1億3,200万円。となっている。

Q3. ふるさと納税に関する市長の考え方は？

「税金の流出を制度として認める制度は問題」として、異議を唱える自治体も増えてきている。越前市も1億円が流出している。市長の見解を。

A：本市で生まれ、大学進学を機に県外へ出た方や、本市の魅力を知った方などが、自分の意志で応援したいと寄付して下さることは市政運営の励みになる。人口減少の中地域活性化や施策実現のためにも有効活用すべき制度。

Q4. ふるさと納税に対する今後の対応は？

拡大するふるさと納税に関して総務省の規制も厳しくなっており、国は一般財源に変更する不確実な要素や額の不安定さなどもある。この制度に依存し過ぎないことも必要かと思う。市長の見解を。

A：令和5年度において寄付額が11億円を超えるなど、ふるさと納税は本市の貴重な財源の一つ。国や他団体の動きを見ながら活用拡大や、一旦基金に積み立てる等、依存過ぎない歳出構造も検討していく。

ふるさと納税は、これまでも総務省が行き過ぎ防止のため規制をかけるなど収入額の不安定さや、不確実な要素もある。
本来のふるさと納税の趣旨に立ち返って、長野県の寄付無しふるさと納税サイト「ガチなが」や能登半島地震でも返礼品無しの寄付も急増している。「『ふるさと納税』は大きなインパクトがあるが、現場の自治体と国で改善をするタイミングにある」と警鐘を鳴らす専門家もいる

「決算政策サイクル」市長に提言

昨年からはまった、前年度決算を次年度に反映させる「政策サイクル」。
今年度議会は、次年度に向け、10月17日市長に対し議会として下記の2つの提言を行った。

- ・自主防災組織育成支援事業について
- ・スポーツ協会運営支援事業について

自動運転 EV バスに試乗

- ・去る、10月21日～26日まで、自動運転バスの実証実験が行われた。議会も21日に試乗。ハピライン武生駅と総社大神宮を時速18キロで巡回。必要に応じて手動操作も行われ、本年度は自動運転レベル2。目標のレベル4まで到達するには、まだまだ課題は大きいように感じた。

編集後記

- ・まちでは、クリスマスのイルミネーションが輝き年賀状も既に販売されています。
- ・越前市議会は12月議会が11月27日（水）から開会されます。最終日は12月20日（金）。私たち議員は12月議会が終わらないと、クリスマスもお正月も来せん。もう一働き！頑張ります。
- ・今回の衆議院選、福井県は大きく様変わりしました。このような選挙に立ち会えたことを嬉しくまた誇りに思っています。
- ・議員の選挙区への年賀状は禁止です。
- ・新年はどんな年になるのでしょうか。
- ・世界が平和な年になる事を願っています。

政治は暮らしです。 政治はまちづくりです。



大久保恵子は、これからも「人（人権）と環境を大切にする心豊かな落ち着いた潤いのある越前市」を目指し活動します。